

4 組織体制

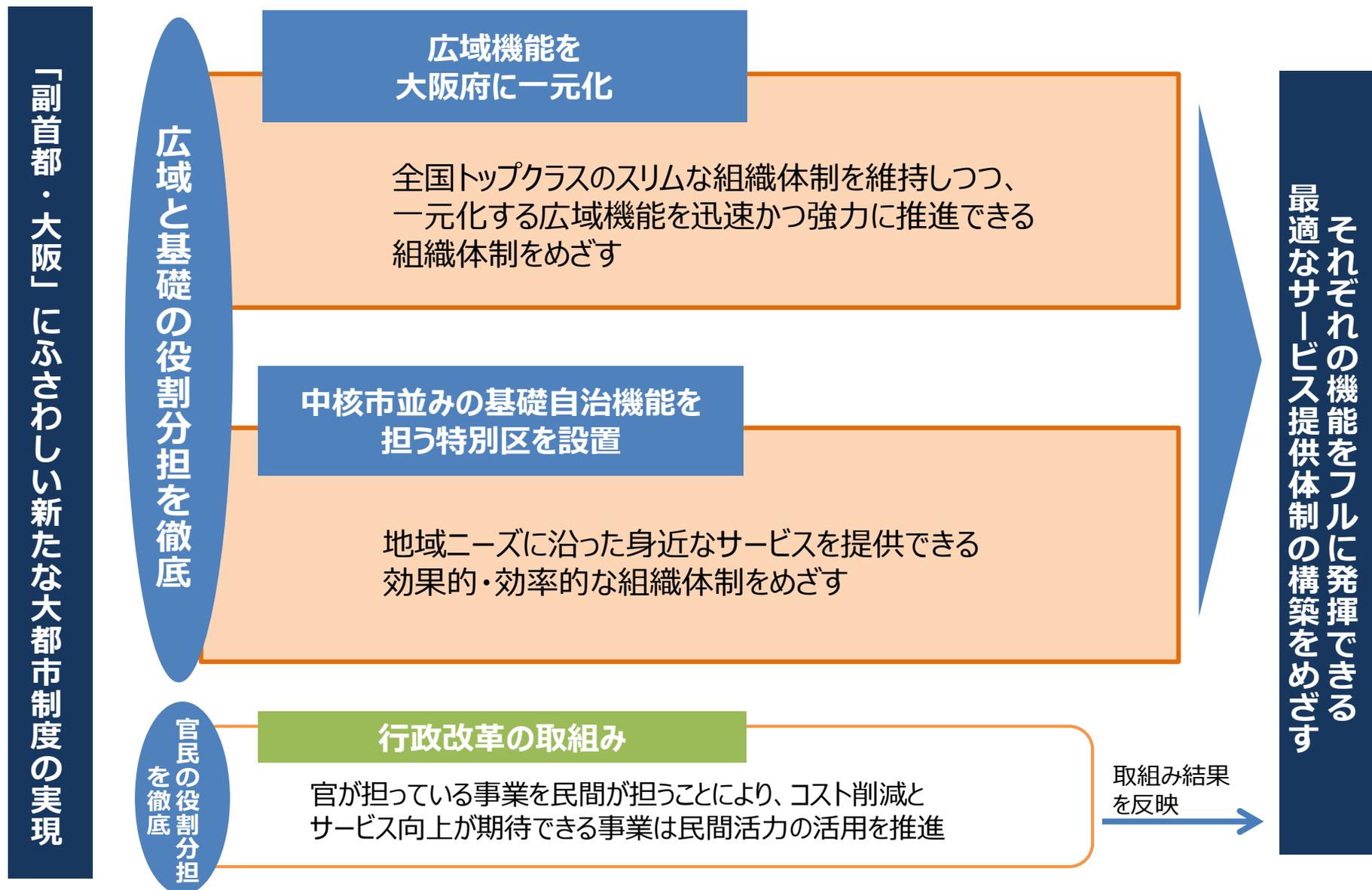
目次

1	組織体制のめざすべき方向性	組織- 1
2	事務分担（案）に基づく組織・職員の移管	組織- 2
3	特別区設置当初の職員数	組織- 4
4	特別区の職員数	組織- 5
5	特別区の組織	組織- 1 5
6	一部事務組合の組織体制	組織- 1 7
7	大阪市から大阪府、大阪府から特別区への移管職員数	組織- 1 8
8	組織体制の整備に向けた職員の採用	組織- 1 9
9	特別区設置に伴う職員数の推移見込み	組織- 2 0
10	大阪府の組織	組織- 2 1
	参考資料	組織- 2 3

※職員数の検討に当たって

- ・職員数は、他都市等と比較を行う必要があるため、総務省が例年実施している地方公共団体定員管理調査の数値（H28年）を使用
- ・人口は、同様の理由から直近の国勢調査（H27年）の数字を基本としており、将来推計は反映していない
⇒各施策における法改正その他の状況変化等を踏まえつつ、設置準備期間中に、さらに精査予定
- ・なお、本文中に表記している職員数等は端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合がある

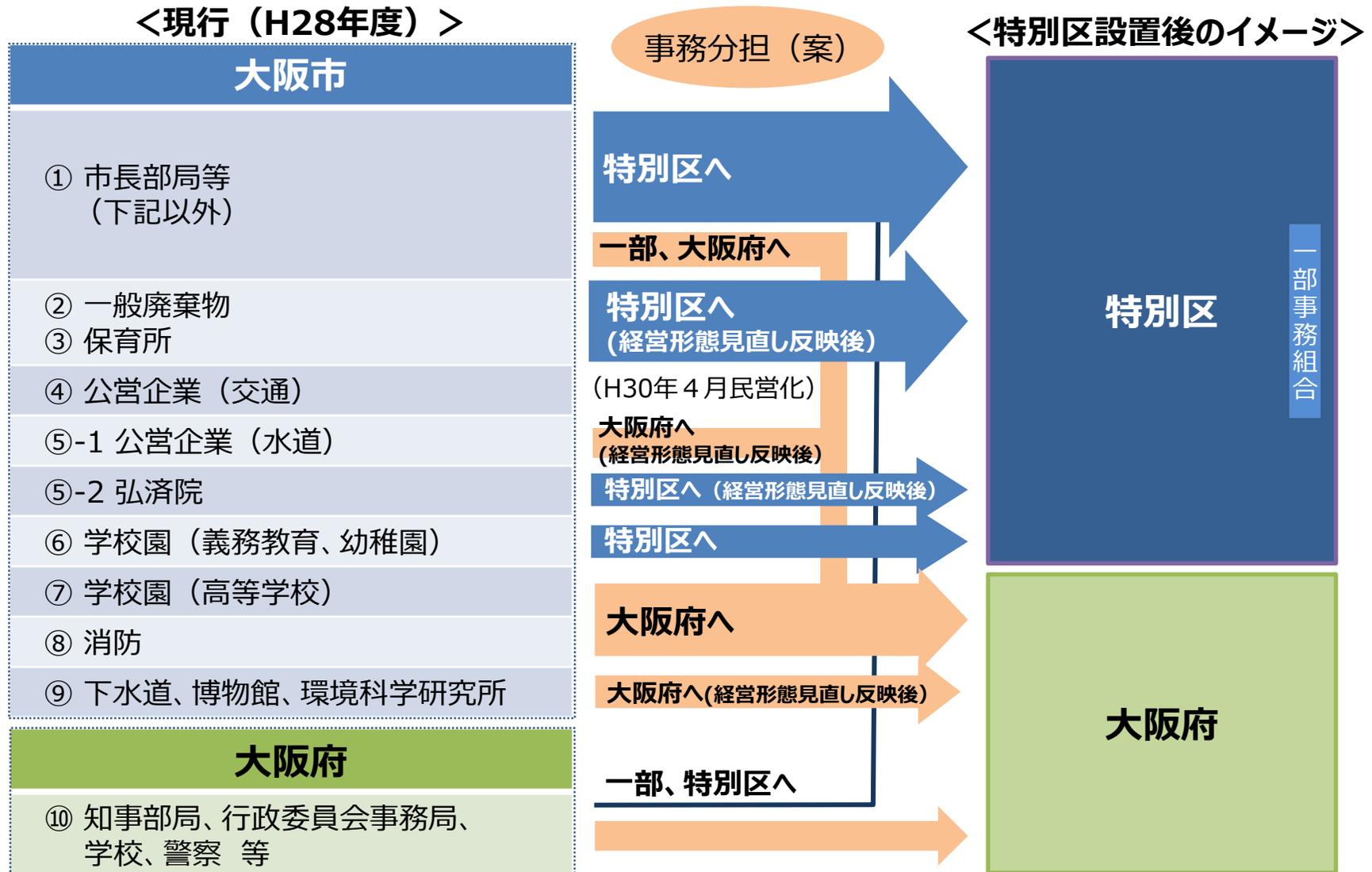
1 組織体制のめざすべき方向性



2 事務分担（案）に基づく組織・職員の移管

（1）移管の全体像

- ◆ 事務分担（案）に基づき、職員は「特別区」への配置を基本としつつ、「大阪府」と仕分けられた事務にかかる組織・職員を大阪府に移管



(2) 組織体制の構築に向けた考え方

◆ 事務分担（案）における移管先、また、組織の特性を反映して、特別区設置における組織体制を検討

大阪市	現員数 (H28)	移管先	特別区設置に伴う組織体制の構築に向けた考え方
① 市長部局等 (下記以外)	11,170人	特別区	大阪府からの移管事務も含め、新たに設置する特別区の組織体制（下記の経営形態見直し部門、学校園を除く）を検討
	1,950人 ※	大阪府	
② 一般廃棄物	1,930人	特別区	経営形態の見直しに伴い、職員数が大幅に変動するため、見直しを反映した職員数を移管
③ 保育所	1,120人		
④ 公営企業（交通）	5,810人	（民営化）	H30年4月民営化
⑤-1 公営企業（水道）	1,490人	大阪府	経営形態の見直しに伴い、職員数が大幅に変動するため、見直しを反映した職員数を移管
⑤-2 弘済院	110人	特別区	
⑥ 学校園（義務教育・幼稚園）	1,960人	特別区	特別区設置時の職員数を移管
⑦ 学校園（高等学校）	1,300人	大阪府	ただし、幼稚園は経営形態見直しを反映した職員数を移管
⑧ 消防	3,490人		特別区設置時の職員数を移管
⑨ 下水道、博物館、 環境科学研究所	1,280人		経営形態の見直しに伴い、職員数が大幅に変動するため、見直しを反映した職員数を移管
合計	31,610人		上記の共通事項：技能労務職は特別区設置時の職員数を移管

※終了事務を除く現員数 1,930人

組織-4参照

大阪府	現員数 (H28)	移管先	特別区設置に伴う組織体制の構築に向けた考え方
⑩知事部局、行政委員会事務局、 学校、警察 等	10人	特別区	移管する事務の従事人員を移管
	83,380人	大阪府	一般行政部門：全国トップクラスのスリムな組織体制を継続
合計	83,390人		

組織-4参照

3 特別区設置当初の職員数 ～総括表～

◆ 特別区設置当初の特別区・一部事務組合の職員数、大阪府への移管職員数の算定結果（経営形態の見直し部門、学校園等を除く）

現員数 H28年度

I 大阪市	市長部局等		
	13,100人	内訳	
		非技能労務職	技能労務職
		11,200人	1,900人
うち府への 移管控除後 11,170人	9,700人	1,470人	
	うち府への 移管にかかる 現員数 1,930人		
	1,500人	430人	
II 大阪府	知事部局等		
		非技能労務職	技能労務職
特別区への 移管職員数 10人	10人	0人	

特別区設置当初

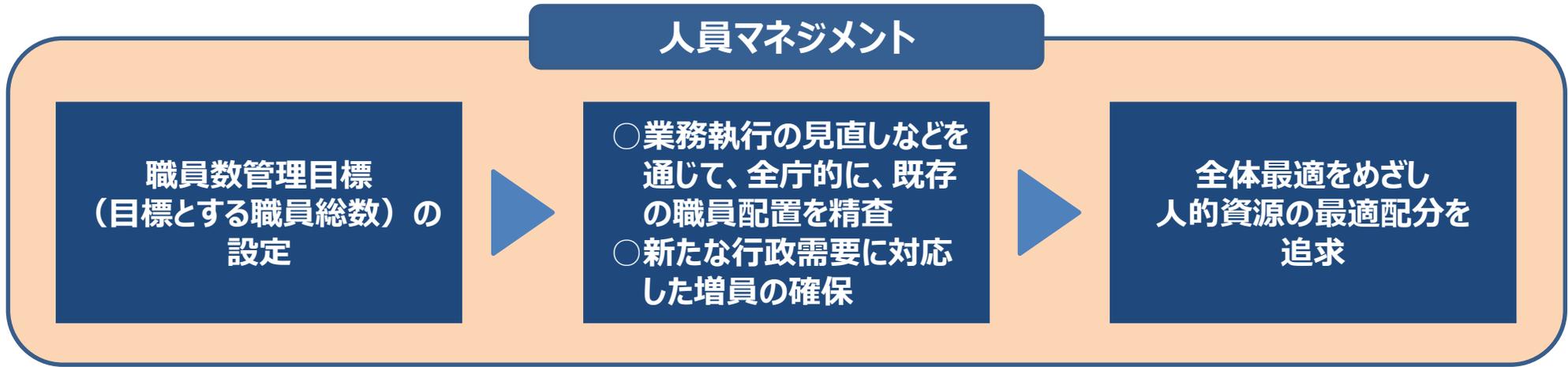
	職員数	内訳	
		非技能労務職	技能労務職
① 特別区 4区計	10,940人	9,850人	1,100人
淀川区	2,420人	2,170人	240人
北区	2,790人	2,490人	310人
中央区	3,110人	2,820人	290人
天王寺区	2,620人	2,360人	260人
② 一部事務組合	310人	270人	40人
総計	11,260人	10,120人	1,140人

③ 大阪府 (大阪市からの移管分)	1,710人	1,380人	330人
----------------------	--------	--------	------

※特別区設置以降の職員数は、特別区長のマネジメントによって管理するため、相当の幅が生じることもある

4 特別区の職員数 ～算定にあたっての前提～

- ◆ 特別区の組織体制の検討にあたっては、人員マネジメントを前提とする



◆ 人員マネジメント

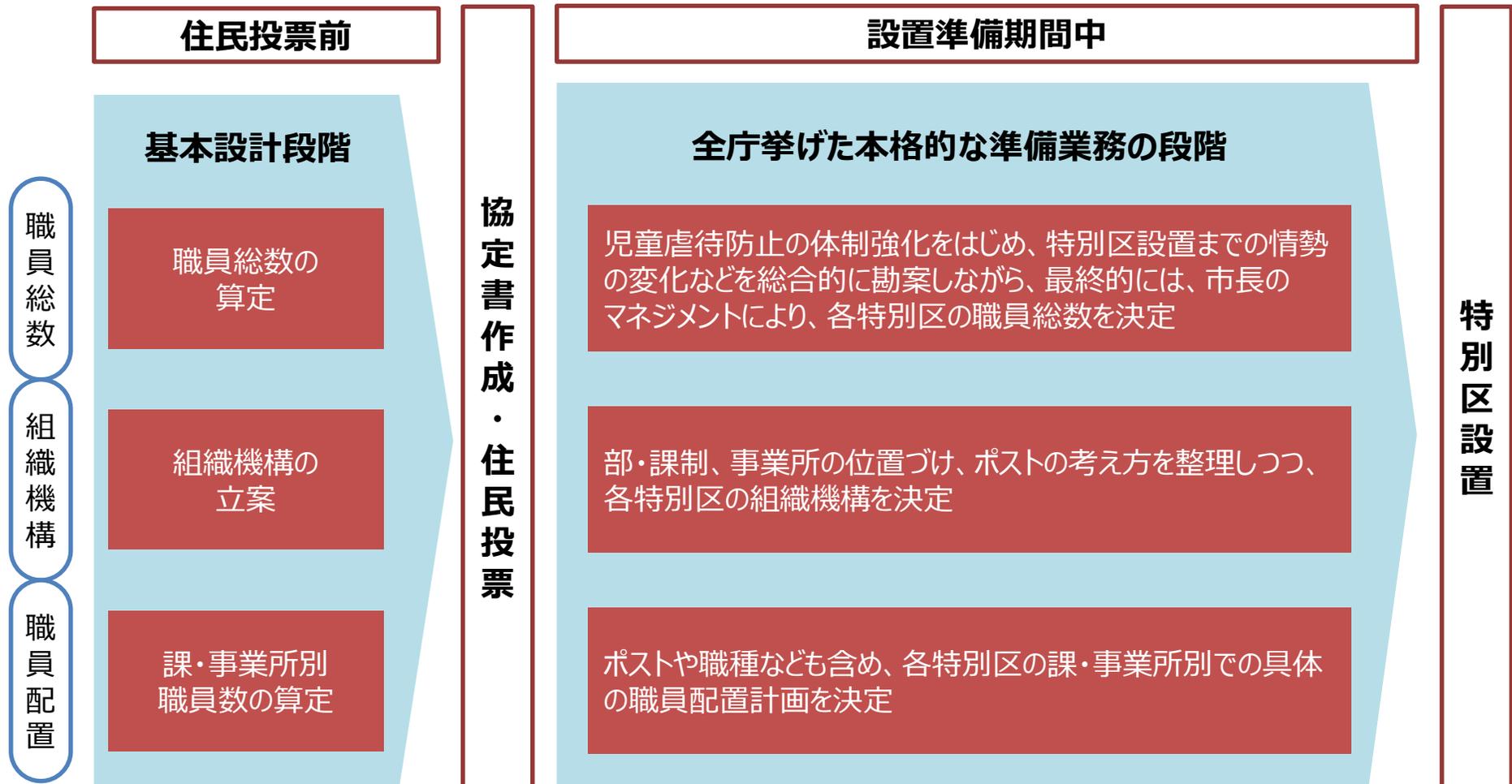
- 住民サービスの維持・向上を図りつつ、目標とする職員総数の範囲内で、人的資源の最適配分を追求
- このため、大阪市では、毎年度、業務執行のあり方全般を見直し、既存の職員配置全体を精査するなど、不断に取り組み
- 現実の職員配置では、事務事業ごとに想定した業務量や従事人員を定量的に積み上げて、各課・各局の職員配置を決定していくことは行っておらず、各局の自律的なマネジメントを発揮しつつ、児童虐待防止の体制強化などの増員については、全市的な観点から業務執行体制の確保を行い、毎年度、職員配置を決定

◆ 特別区における人員マネジメント

- 設置準備期間中 : 市長のマネジメントにより、各特別区の体制整備を図る
- 特別区設置後 : 特別区長のマネジメントにより、各特別区の施策目標の実現をめざした体制整備を図る

4 特別区の職員数 ～全体プロセス～

- ◆ 住民投票前は、特別区設置協定書の作成に向けた、特別区の組織体制の基本設計の段階
- ◆ 各特別区の実情を反映した上で、各課単位で職種なども考慮した具体の職員配置を検討するには、各局との綿密な協議・検討が必要不可欠であり、こうした本格的な準備業務については、特別区設置までの情勢の変化なども勘案しながら、設置準備期間中に行うことを想定



4 特別区の職員数 ～算定の流れ～

◆ 特別区が担う事務（権限）に応じて職員数（非技能労務職）を算定

(I) 中核市モデル部分

- ① 近隣の中核市6市の人口10万人当たり職員数の平均に、各特別区の人口を乗じて職員数を算定
- ② 6市平均人口（43万人）と各特別区の人口規模の違いによる補正（スケールメリット・デメリット）を加味
- ③ 固定資産税等の税務事務など、中核市権限事務のうち大阪府に移管される事務等に係る職員数を控除

⇒組織-8、9 参照

(II) 中核市権限を上回る事務・大阪市の特性を加算

特別区が実施する中核市権限を上回る都道府県・指定都市権限の事務及び大阪府からの移管事務を加算
さらに、生活保護などの大阪市の特性を踏まえた要素を反映

⇒組織-10 参照

(III) 課・事業所別職員数

① 一部事務組合で実施する事務にかかる職員数を特別区の職員数から控除

② 課・事業所別職員数の算定
大阪市の組織別構成比で配分することで、大阪市の特性を反映

⇒組織-11、12 参照

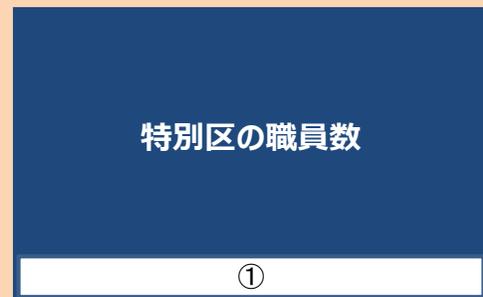
各特別区の人口規模に応じて算定



中核市を上回る権限や大阪市の特性を加算



課・事業所別職員数



- ① 一部事務組合に係る職員数を控除
- ② <課・事業所別職員数>
大阪市の組織別構成比で配分

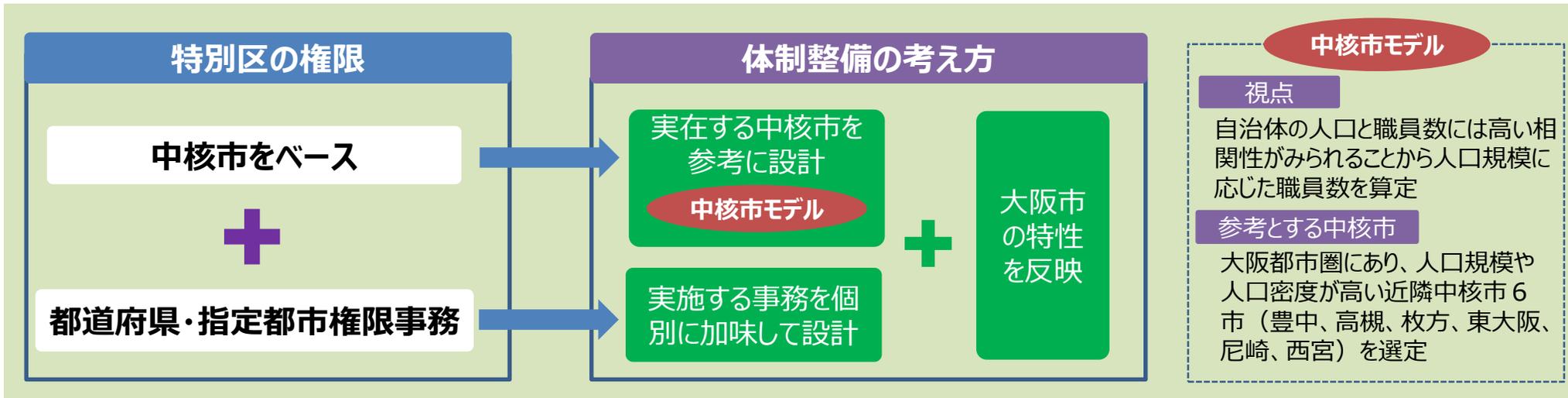
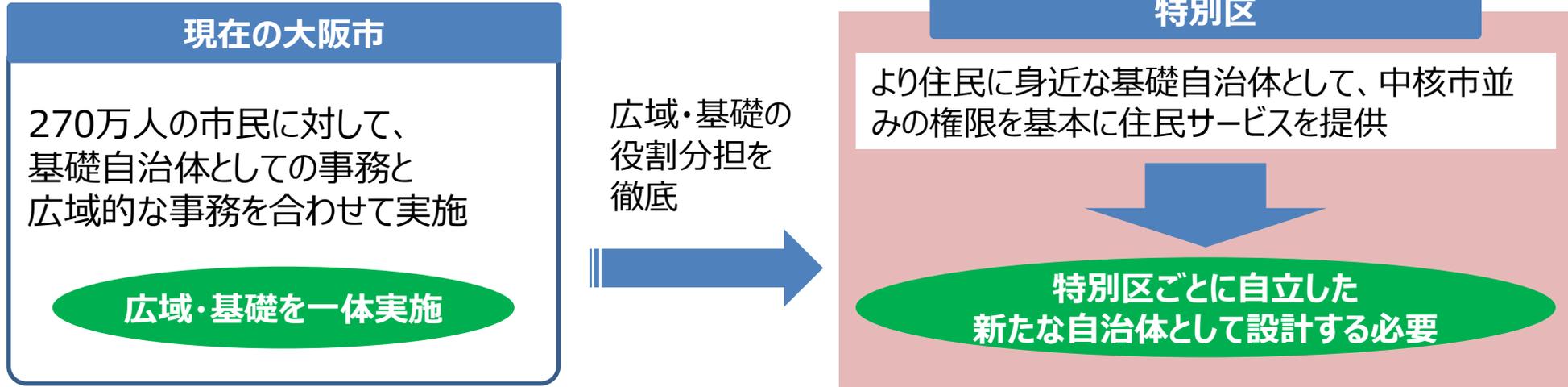
(IV) 特別区ごとの行政需要の差を反映

個別の組織単位で、人口以外の指標を加味して再配分

⇒組織-13 参照

4 特別区の職員数 (I) 中核市モデル部分

(1) 非技能労務職



(2) 技能労務職

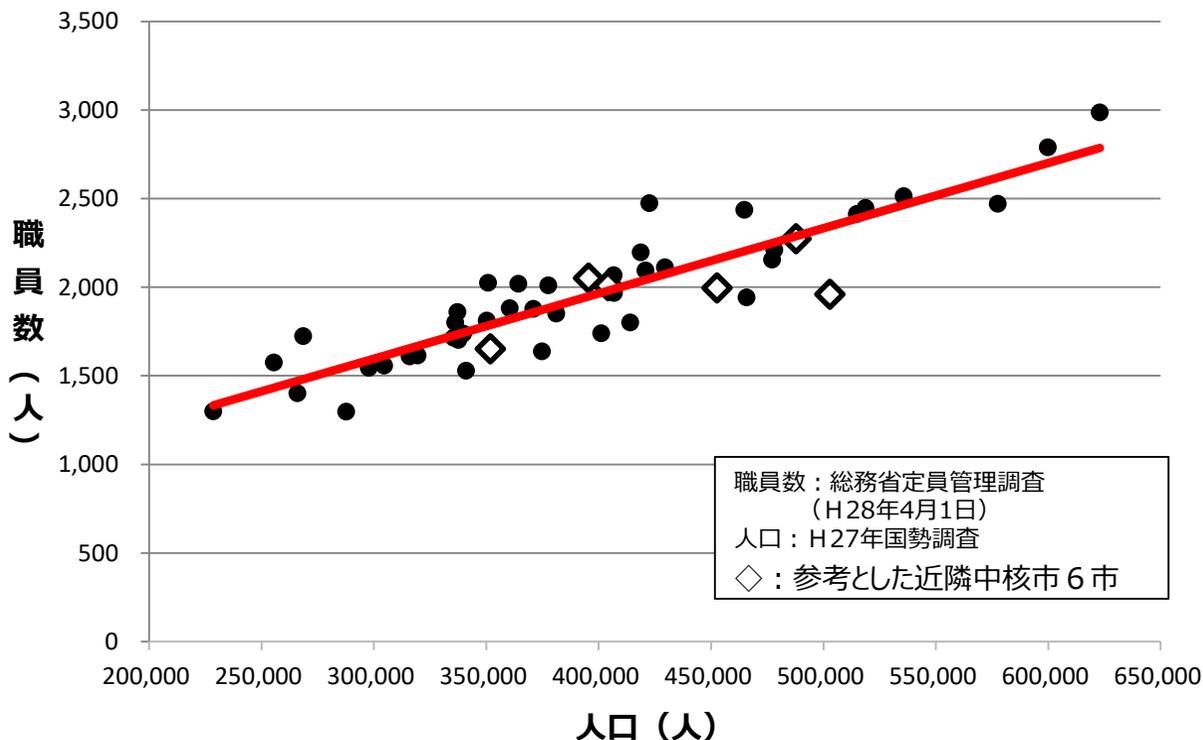
事務分担（案）に応じて、特別区設置時点の職員数を特別区・大阪府に移管（退職不補充により算出）

◆ 職員数算定にあたっての基本原則（人口と職員数の相関関係）

- 人口は行政における代表的な統計数値であり、住民にとっても行政需要と職員数の関連を実感しやすく、分かりやすい指標
- 自治体の職員総数と人口との間には、高い相関関係がみられる

人口規模と職員数の相関関係（中核市47市）

（一般行政部門と学校以外の教育部門の合計）



職員総数と人口について、一般的に高い相関関係があるといわれるレベルの分布



- ① 人口が多いと自治体の職員数も多い
- ② 単純比例ではなく、人口規模に従い、スケールメリットが働く

4 特別区の職員数 (Ⅱ) 中核市権限を上回る事務・大阪市の特性を加算

◆ 特別区が担う事務のうち、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性を反映するために必要な職員数を中核市モデルに加算

項目	考え方	中核市モデルに加算する職員数 (組織-7(Ⅱ)の内訳)
都道府県、指定都市権限の事務	○特別区が担う中核市権限を上回る事務に係る従事人員について、現行大阪市で従事している職員数を加算 (例) 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営 等	+100人
大阪府から移管される事務	○現在大阪府において実施している事務のうち、特別区が担うこととされた事務に係る従事人員について、現行大阪府で従事している職員数を加算 (例) 旅券発給事務 等	+10人
児童相談所	○近隣中核市において設置していない児童相談所について、特別区で設置するため、運営等に係る職員数を加算 ○従事人員については、法令の配置基準や一時保護所の設置を踏まえて算定 ※ 全ての特別区に設置した場合の人員を特別区設置時に加算 ※ 法令の配置基準等の状況変化については 組織-38、39 参照	+350人
教育委員会事務局の学校関連事務	○中核市権限を上回る事務である教職員人事事務に係る従事人員について、大阪市と類似する指定都市（横浜、名古屋、京都、神戸、福岡の5市）における従事人員を参考に算定し、加算 ○学校の管理運営等に係る人員について、近隣中核市よりも人口に対する学校数の割合が多い現状を踏まえ、加算	+70人
保健所・保健センター	○保健所業務に係る従事人員について、近隣中核市よりも保健所の事業規模が大きい現状を踏まえ、加算 ○と畜検査業務等に係る人員について、指定都市（5市）における従事人員等を参考に算定し、加算	+100人
生活保護に係る事務	○近隣中核市よりも被保護実世帯数が多い現状を踏まえ、加算	+840人

4 特別区の職員数 (Ⅲ) 課・事業所別職員数

(1) 職員配置の基本的な考え方

現在も、職員数管理目標の実現をめざし、各局へ提示された枠内（配分）において、各組織への職員配置を検討し、新たな行政需要に対応した増員分も含めた積み上げである職員総数が管理目標に沿うよう、全市的な調整が行われている

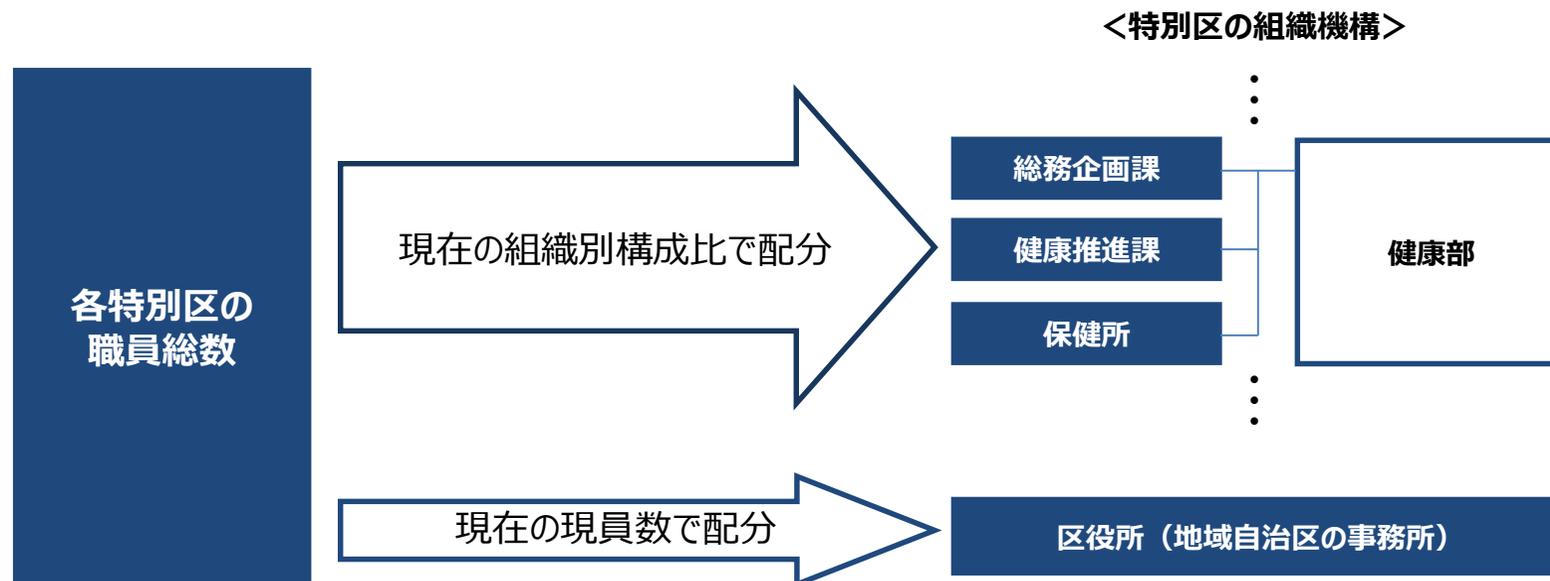
(2) 特別区での職員配置の考え方

大阪市の行政需要に応じて現在の職員配置が行われ、大阪市の特性が組織別構成比に反映されているものとして、特別区設置においても、大阪市の特性を反映するため、特別区の職員総数を

①現在の大阪市の組織別構成比で課・事業所へ配分

②区役所（地域自治区の事務所）や現在4か所以上設置されている事業所等については現員数で配分することを基本とする。さらに、これら課・事業所の職員数を積み上げて、部局の職員数とする

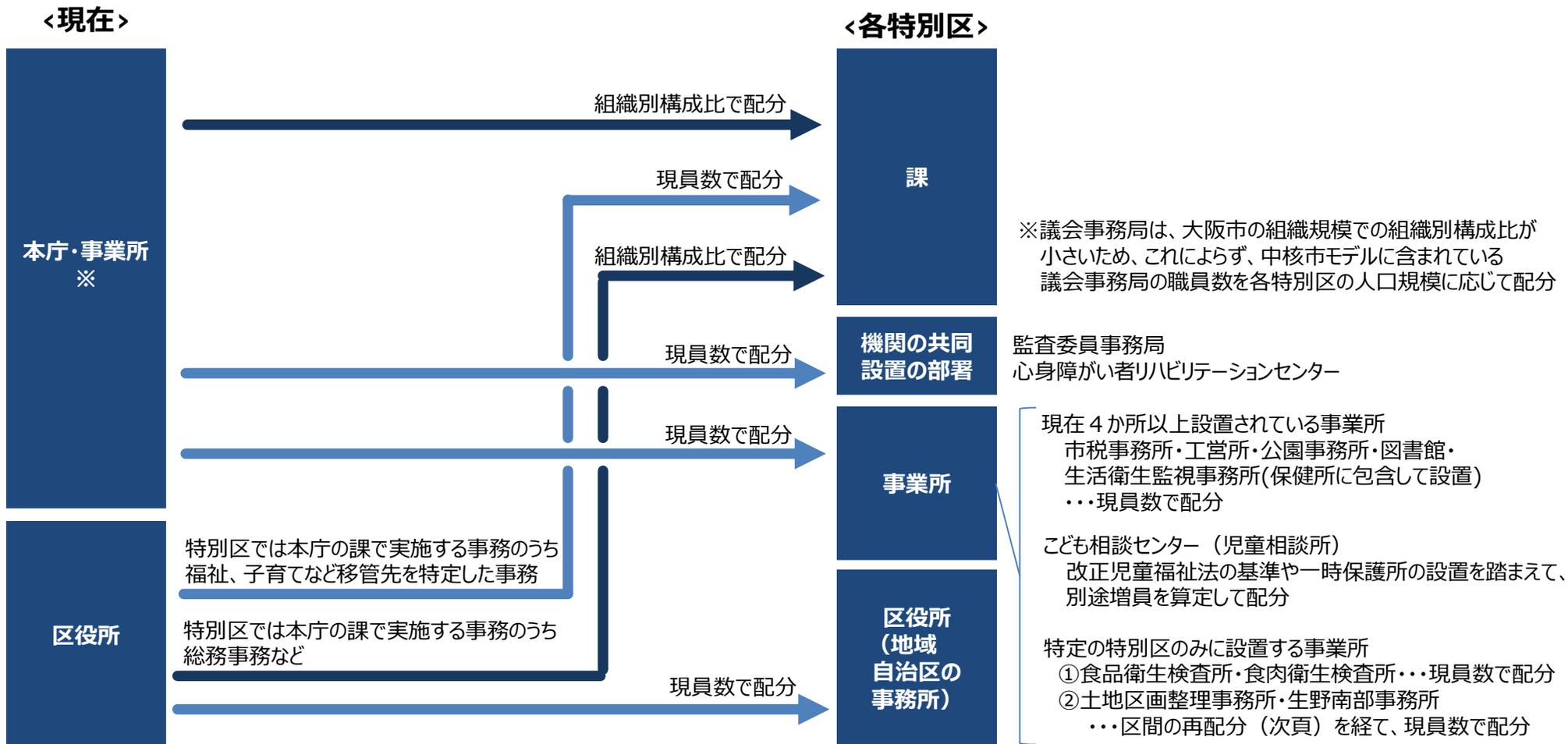
※ 具体の課・事業所の職員数は、設置準備期間中に、上記の考え方による配分に加えて、各局と綿密な協議・検討を行い、各部署の特性等を総合的に勘案して決定



4 特別区の職員数 (Ⅲ) 課・事業所別職員数

<配分方法の詳細> 組織別構成比と現員数での配分

- 機関の共同設置として1か所のみである部署、市税事務所や図書館など現在4か所以上設置されている事業所は特別区設置後も大幅な職員数の変動がないものとし、現員数で配分
- 現在の区役所事務のうち、特別区では本庁の課で実施する事務については区分を設けて配分
- 上記以外は、組織別構成比で配分することを基本とする

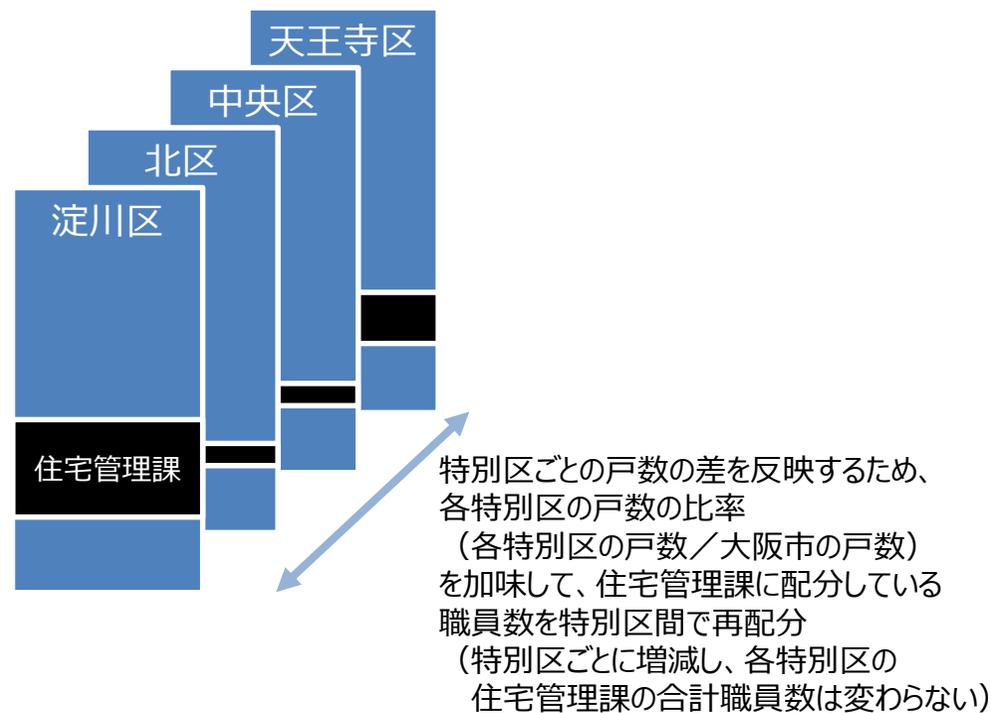
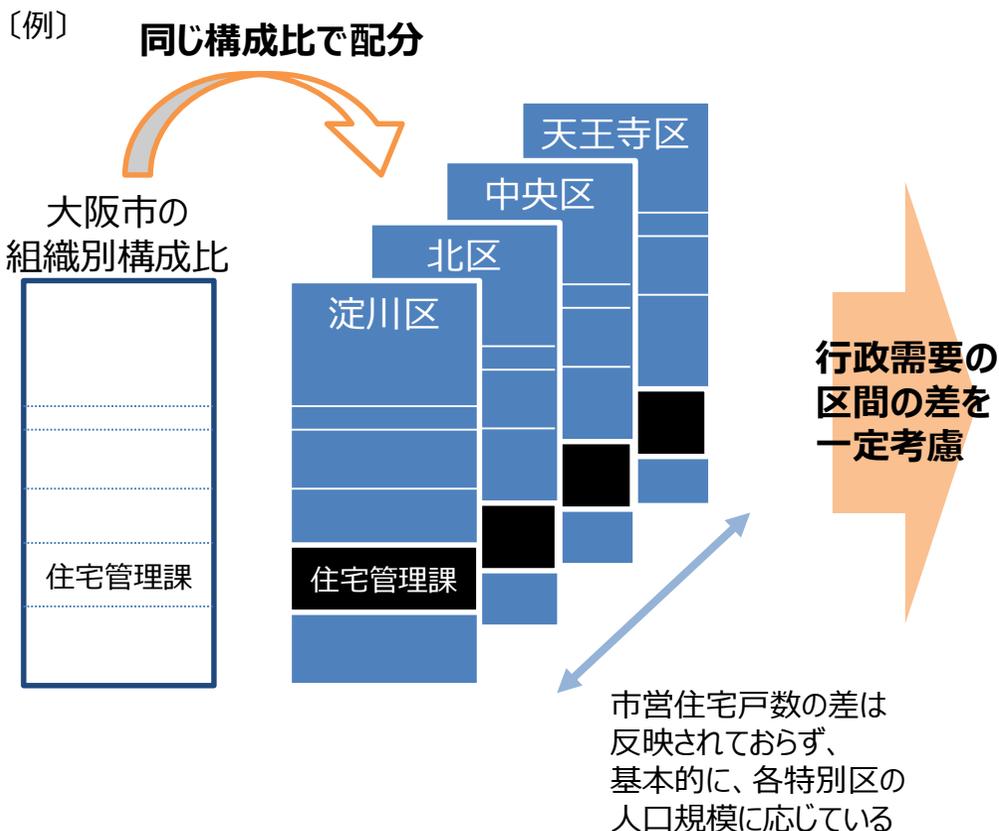


※大阪府への移管職員数等を除く、大阪府からの移管職員数を含む(組織-18 参照)

4 特別区の職員数 (Ⅳ) 特別区ごとの行政需要の差を反映

- ◆ 各自治体の独自性や行政需要の差は、人口と高い相関関係にある職員総数の中で包含されている
- ◆ 大阪市の行政需要を反映するために、各特別区とも、同じ組織別構成比で課・事業所別に配分
- ◆ しかしながら、当然、個別の組織単位でみると、特別区間で行政需要は均一ではなく、一定の差が存在
- ◆ この特別区間での差を反映するため、人口以外の行政需要を計る代表的な指標等を加味した方が望ましいと考えられる部署については指標等を検討の上、人口規模に応じて、組織別構成比で配分された当該部署の各特別区の職員数を一旦、合算の上、指標を加味して、各特別区に再配分（区間再配分）

※再配分する部署及び指標は、組織-25 を参照



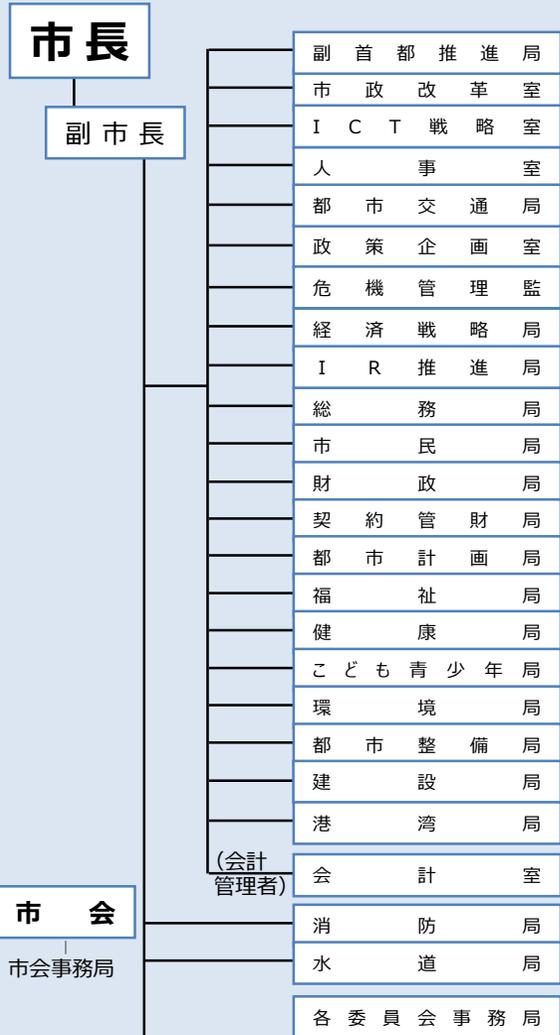
※現員数で配分する場合は、原則人口は加味しない

組織-7 参照

	人口	(Ⅰ) 中核市 モデル部分	(Ⅱ) 中核市権限を上 回る事務・大阪市 の特性を加算	(Ⅲ) ① 一部事務組合 職員数を控除	(Ⅳ) 特別区ごとの 行政需要の 差を反映	職員数
淀川区	60万人	1,950人	250人	▲60人	40人	2,170人
北区	75万人	2,370人	210人	▲80人	▲20人	2,490人
中央区	71万人	2,260人	650人	▲70人	▲30人	2,820人
天王寺区	64万人	2,060人	370人	▲60人	5人未満	2,360人
特別区 4区計	269万人	8,650人	1,470人	▲270人	0人	9,850人

5 特別区の組織 ～組織機構（部局）～

大阪市（H31年4月）



区役所（24か所）
 （住民票等の発行、国民健康保険等の窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援等）

公選区長・区議会のもと、住民に身近な行政サービスを総合的に提供できるよう、必要な組織機構を構築
 （注）具体的な組織体制、分担事務は、特別区長のマネジメントによる



区役所（地域自治区の事務所）
 （住民票等の発行、国民健康保険等の窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援等）

**現行の行政区単位に
 区役所（地域自治区の事務所）を設置**

※ 特別区の課・事業所別の組織機構については 組織-26～29 参照

5 特別区の組織 ～部局別職員数～

- ◆ 特別区設置当初の職員数について、大阪市の特性を反映するために現在の組織別構成比で配分
 ※詳細な配置については、設置準備期間中に精査

部局・部門	淀川区	北区	中央区	天王寺区	特別区4区計
危機管理室	20	20	20	20	90
政策企画部	40	50	40	40	170
総務部	50	60	60	60	230
財務部	180	220	210	190	790
区民部	60	70	70	60	260
産業文化部	50	70	60	60	240
福祉部	140	160	170	150	620
健康部	110	140	160	130	550
こども部	150	180	170	170	680
環境部	70	80	80	70	290
都市整備部	240	210	220	210	890
建設部	160	180	190	160	680
会計室	10	10	10	10	40
教育委員会事務局	160	190	190	180	720
その他の行政委員会事務局	20	30	30	20	100
議会事務局	20	30	20	20	90
区役所（地域自治区の事務所）	680	790	1,120	810	3,400
非技能労務職 小計	2,170	2,490	2,820	2,360	9,850
技能労務職（特別区設置当初時点）	240	310	290	260	1,100
総計	2,420	2,790	3,110	2,620	10,940

※ 各特別区の課・事業所別の職員数については 組織-30～37 参照

6 一部事務組合の組織体制

<職員数の考え方>

事務分担（案）で、一部事務組合に仕分けられた事務に従事する職員数を一部事務組合に配置
 （総務部門については、全国の一部事務組合における総務部門の割合から算出）

	部門	事務内容	職員数
組合 管理者	福祉部門	①介護保険事業（特別会計） ※窓口サービスについては、特別区（区役所（地域自治区の事務所））において実施 ②福祉施設 ＜直営施設＞ 阿武山学園、長谷川羽曳野学園 ＜指定管理施設＞ 弘済みらい園、弘済のぞみ園 等 ③民間の児童養護施設・生活保護施設の認可・利用調整等	100
	市民利用施設等部門	①市民利用施設 ＜指定管理施設＞ こども文化センター、青少年センター 等 ②動物管理センター ③斎場・霊園	20
	情報システム管理部門	住民情報系システム等	100
	総務・財産管理部門	①総務部門：総務、会計、監査事務 ②財産管理部門：処分検討地等	60
非技能労務職 小計			270
技能労務職（特別区設置当初時点）			40
総 計			310

- ※ 各部門における詳細な配置については、一部事務組合と各特別区との協議により決定
- ※ 上記は経営形態見直し部門を除く部門の職員数。弘済院については、経営形態見直しを反映した職員数を配置
- ※ 長谷川羽曳野学園はH31年4月から指定管理施設へ移行

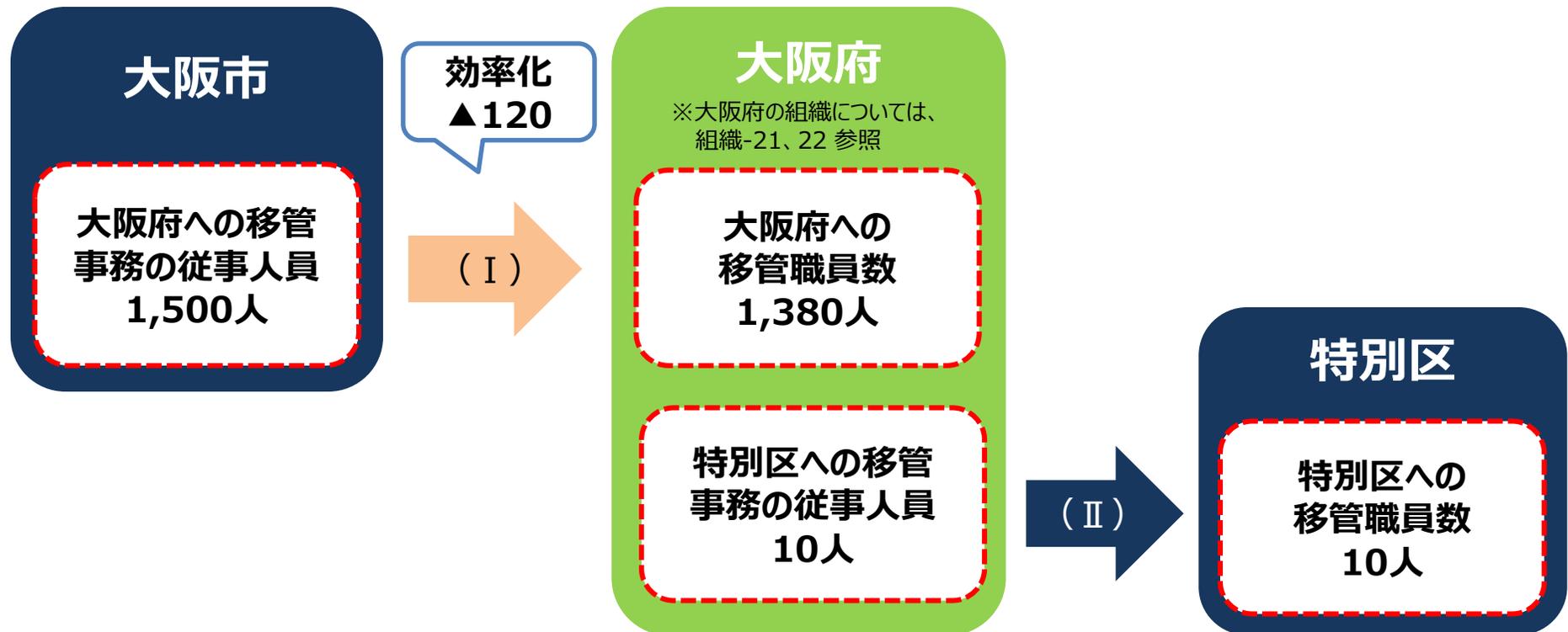
7 大阪市から大阪府、大阪府から特別区への移管職員数

(I) 大阪市から大阪府へ移管される事務に係る職員数

事務分担（案）における大阪府への移管事務の従事人員をベースに、広域機能の一元化を踏まえ、一定の効率化を図った上で移管（重複部門や類似業務などで効率化）

(II) 大阪府から特別区へ移管される事務に係る職員数

事務分担（案）における特別区への移管事務の従事人員をベースに移管



※ 上記は非技能労務職の人数。技能労務職については、退職不補充を踏まえ、(I) 330人を移管

8 組織体制の整備に向けた職員の採用

- ◆ 特別区の組織体制整備のため増員が必要
- ◆ 大阪府への移管については、広域一元化に伴う効率化減を加味

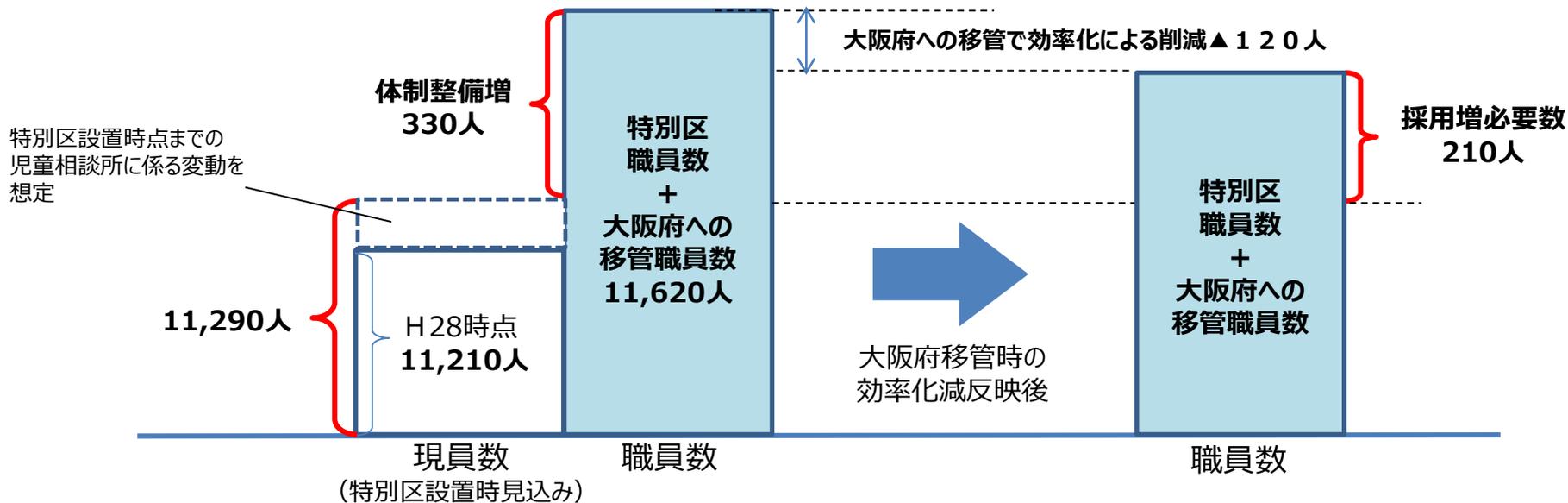
特別区設置に伴う
採用増必要数

毎年度の退職補充に加えて、体制整備分の採用増が必要

採用増必要数

下記はH29年9月時点での算定

※児童相談所に係る法令の配置基準等の状況変化については、組織-38、39参照



採用方針

設置準備期間中に
計画的に対応

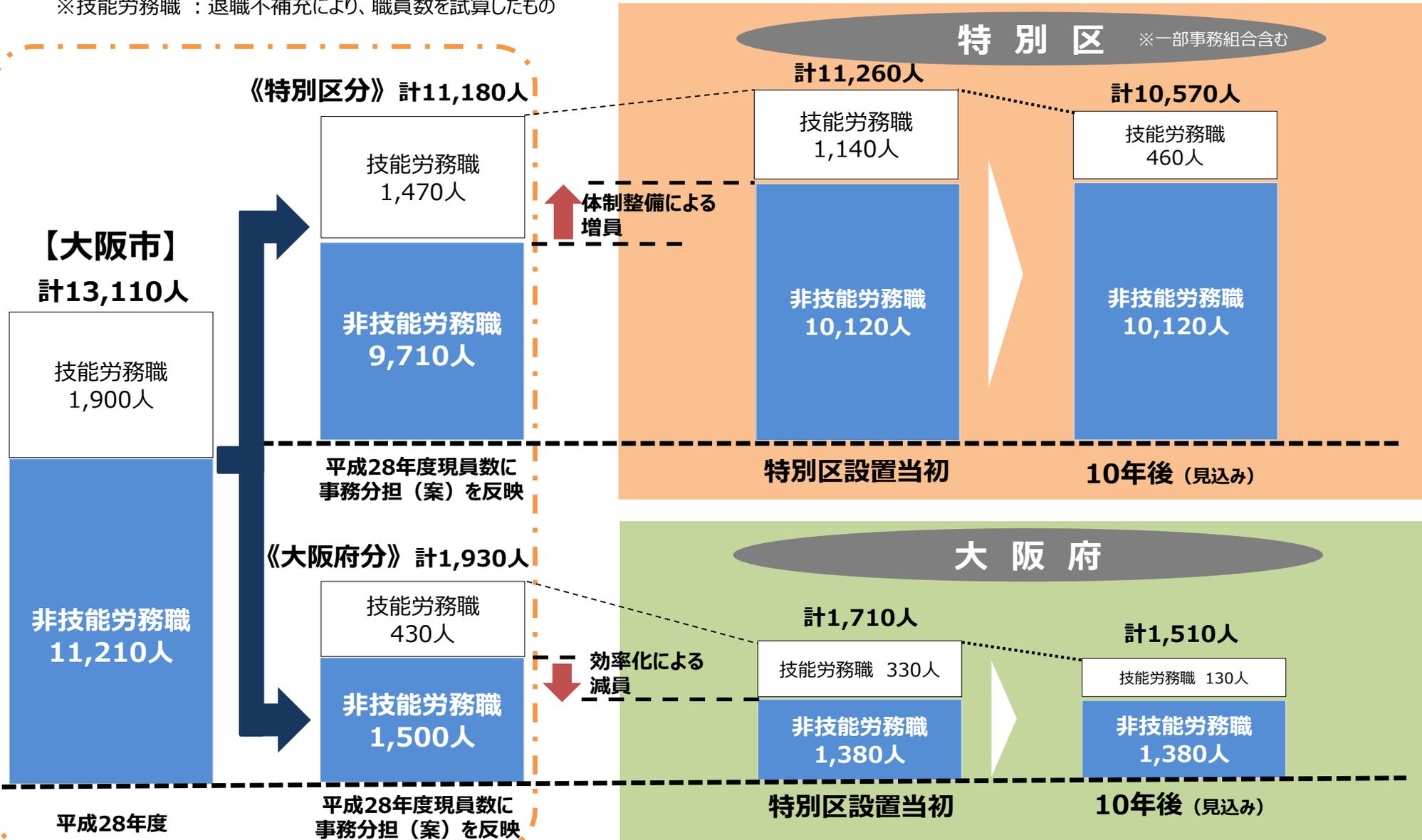
- ◆ 設置準備期間中に段階的に採用
特別区・大阪府への移管職員数の比率に応じて、大阪市・大阪府で採用し、設置準備期間中の準備業務に対応
- ◆ 技術職・専門職の必要数
現行の職種別構成比が大阪市の特性を反映していることから、職種別構成比を参考に、各職種の必要数を精査し、計画的に採用

- ◆ 設置当初に向け必要職員数を確保
- ◆ 円滑な特別区設置を推進

9 特別区設置に伴う職員数の推移見込み ~イメージ~

◆ 特別区・一部事務組合の職員数、大阪府への移管職員数の推移（経営形態見直し部門、学校園、消防を除く）

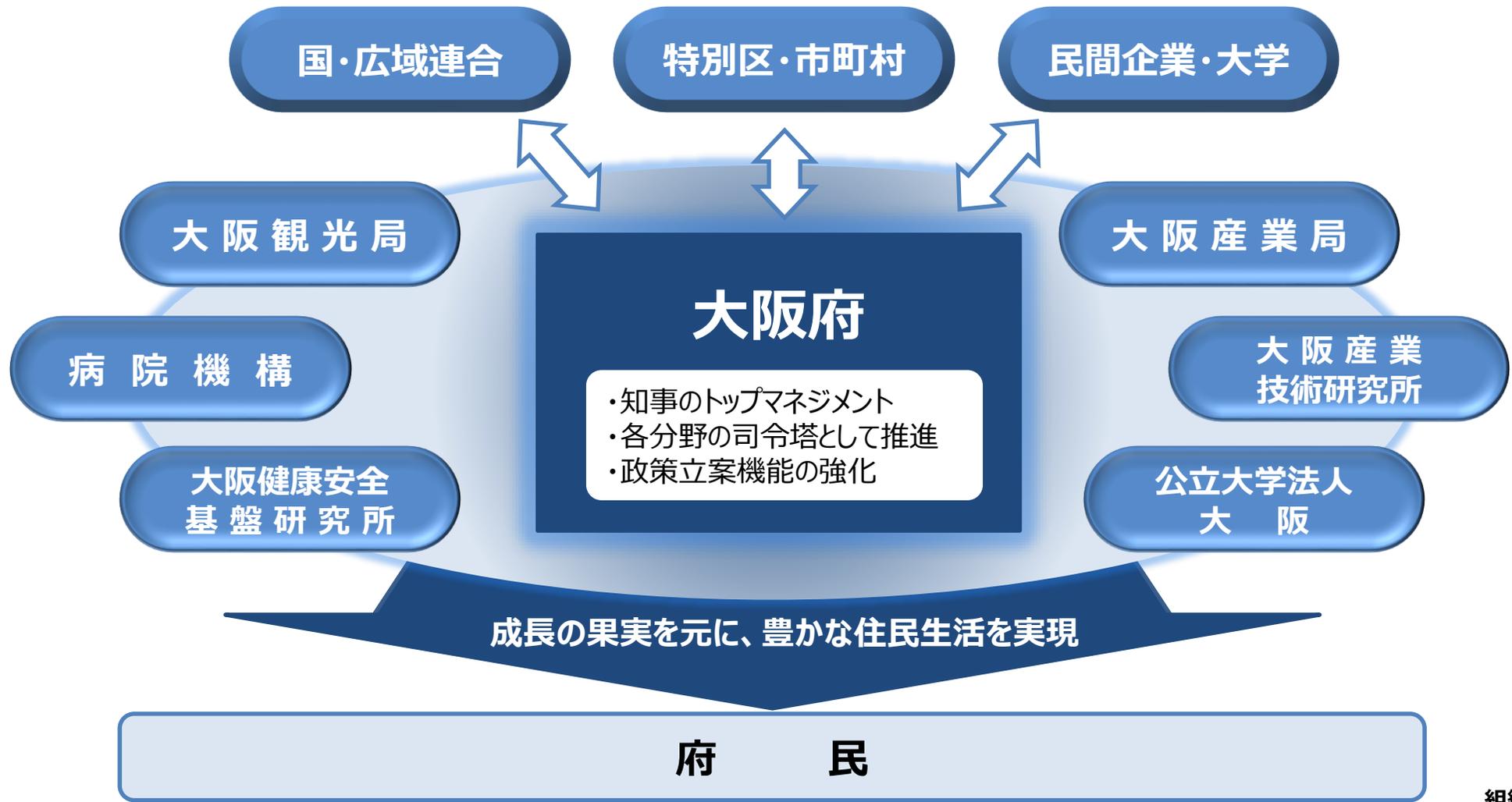
※技能労務職：退職不補充により、職員数を試算したもの



※大阪府から特別区へ移管される職員10人（全て非技能労務職）を含む

10 大阪府の組織 ～司令塔機能のイメージ～

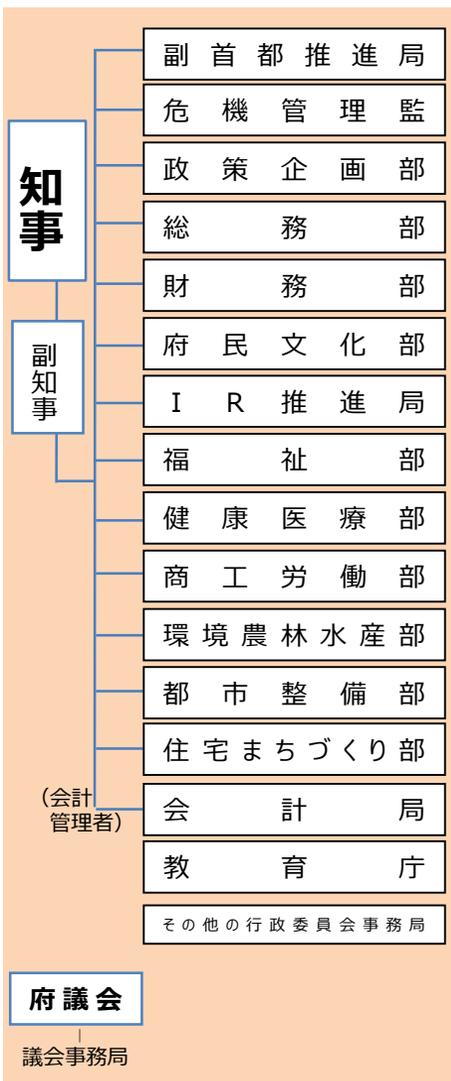
- ◆ 大阪の未来像をめざし、関係機関を巻き込んで強力かつ適切に推進していくための司令塔機能を担うことが求められる
- ◆ これまでの成果を土台としつつ、関係機関との連携により個々の取組み推進を強化
- ◆ 特別区をはじめとする基礎自治機能の充実を図るとともに、公民連携等をさらに進めることで、オール大阪として推進力を向上
- ◆ 多様な関係者との間で人材の相互活用なども柔軟に実施することにより、大阪府自身の政策立案機能を強化



10 大阪府の組織 ～組織機構～

◆ 大阪市から移管された組織・人員を統合し、各部局の判断でスピーディーに施策展開し、一元化する広域機能を最大限発揮できるよう、必要な組織機構を構築
 (注) 具体的な組織体制、分担事務は、知事のマネジメントによる

大阪府 (H31年4月)

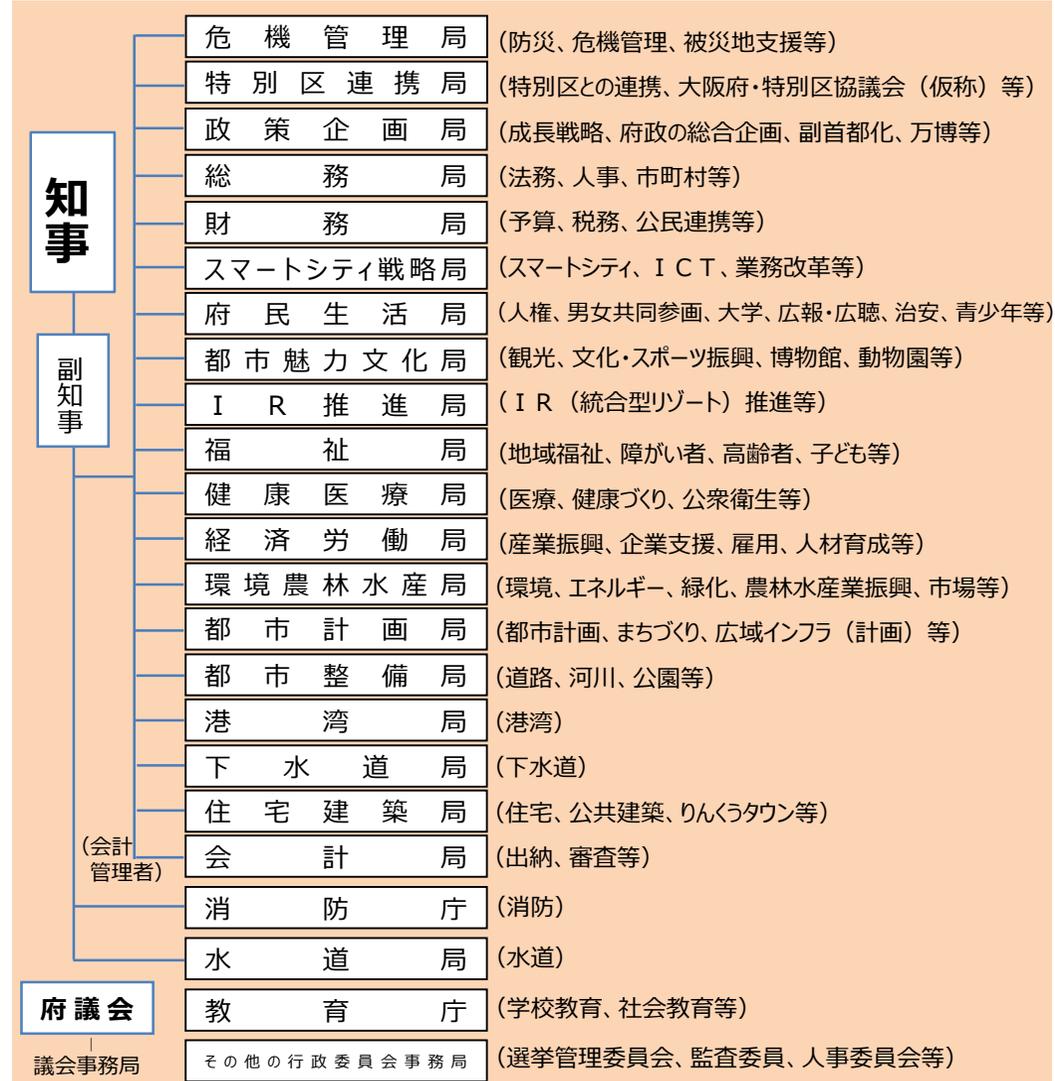


各部局が大阪の司令塔としての機能を最大限発揮し、かつその効果を相乗的に高めることができる組織を構築

≪大阪市から大阪府への主な移管事務≫

- 成長戦略
- 税務 (固定資産税等)
- 観光、文化・スポーツ振興
- 成長分野の企業支援
- 広域的な交通基盤の整備
- 港湾
- 消防
- 水道
- 高等学校

大阪府 (特別区設置時)



参考資料

資料名	ページ
特別区 職員数算定の詳細（非技能労務職）	組織-24
特別区ごとの行政需要の差を反映する部署及び指標	組織-25
特別区の組織（課・事業所別）	組織-26
児童相談所に係る法令の配置基準等の状況変化	組織-38

特別区 職員数算定の詳細 (非技能労務職)

- ◆ 特別区の担う権限のうち中核市をベースとする部分は、実在する中核市（近隣6市）を参考に算出
- ◆ 中核市を上回る権限部分は実施する事務を個別に加味し、さらに大阪市の特性を踏まえた要素を反映
- ◆ 特別区間の行政需要には差があるため、個別の組織単位で人口以外の指標を加味して再配分（指標等は次頁）

		淀川区	北区	中央区	天王寺区	(単位：人)
算定のながれ	① 人口10万人当たり職員数 (6市平均) ※	364.5				
		×	×	×	×	
	② 各特別区の人口	595,912	749,303	709,516	636,454	
	③ 人口規模に基づく補正率	95%	92%	93%	94%	
	④ 中核市モデル (①×②×③)	2,060	2,520	2,400	2,180	
	⑤ 固定資産税など中核市権限のうち 広域移管にかかる職員数等	▲110	▲140	▲130	▲120	
	A(④+⑤) (Ⅰ) 中核市モデル部分	1,950	2,370	2,260	2,060	
		+	+	+	+	
	⑥ 大阪府から移管 中核市を上回る権限 大阪市の特性	5未満 20 220	5未満 30 180	5未満 30 620	5未満 20 340	
	B(⑥) (Ⅱ) 中核市権限を上回る 事務・大阪市の特性を加算	250	210	650	370	
A+B	(Ⅲ) ① 一部事務組合 職員数を控除	▲60	▲80	▲70	▲60	
	(Ⅳ) 特別区ごとの行政 需要の差を反映	40	▲20	▲30	5未満	
	職員数合計	2,170	2,490	2,820	2,360	

※ 経営形態見直し部門、学校園等を除く職員数から算出

特別区ごとの行政需要の差を反映する部署及び指標

部局	課・事業所	人口に加えて再配分で用いた指標
産業文化部	産業振興課	小売業事業所数
福祉部	生活支援課	現在の区役所で生活保護業務に従事する現員数 ※
	障がい者施策課	身体障がい者手帳・療育手帳の交付合計数
	高齢者施策課	65歳以上人口
健康部	健康推進課	65歳以上人口
	保健所	65歳以上人口
こども部	子育て支援課	18歳未満人口
	保育企画課	保育所在所児数
	保育所運営課	市営保育所数
	こども相談センター	18歳未満人口 (改正児童福祉法基準及び一時保護所にかかる人員は除く)
都市整備部	住宅政策課	住宅総数
	区画整理課	可住地面積
	土地区画整理事務所・ 生野南部事務所	現員数を所在する特別区に配分（人口を加味しない）
	計画開発課	可住地面積
	建築指導課	建築確認申請受理件数
	住宅建設課	市営住宅戸数
	住宅管理課	市営住宅戸数
建設部	管理課	道路・橋りょう面積（大阪府への移管分除く）
	道路河川課	道路・橋りょう面積（大阪府への移管分除く）
	工営所	道路・橋りょう面積（大阪府への移管分除く）
	公園緑化課	都市公園面積（大阪府への移管分除く）
	公園事務所	都市公園面積（大阪府への移管分除く）
教育委員会事務局	教育政策課	学校数
	学事課	学校数
	教務課	学校数
	教育研修課	教員数
	指導課	学校数
	学校経営管理課	学校数

※区役所（地域自治区の事務所）における生活保護業務は、現在区役所で生活保護業務に従事する現員数を各特別区に配分

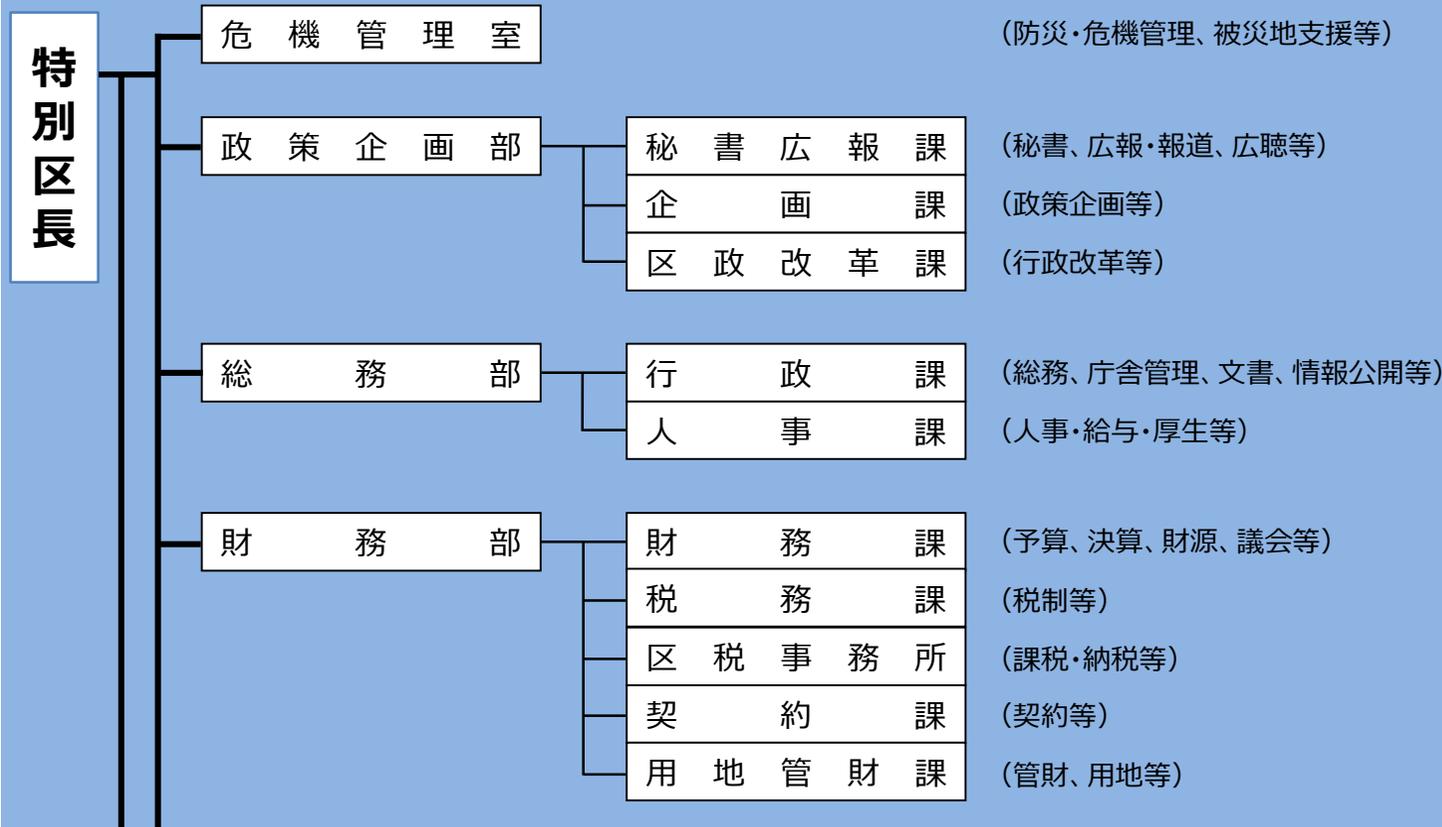
特別区の組織 ～組織機構（課・事業所）～

【課・事業所設置の考え方】 ※一部、これによりがたい場合は個別判断あり

- 課 : 各局の部で所管する業務範囲を一定の業務のまとまりと捉え、現在の部単位で特別区における課を設置
- 事業所 : 共同設置する事業所、現在4か所以上設置されている事業所、法令上各特別区に設置する行政機関・・・事業所を設置
 特定の特別区のみで事業を実施する事業所・・・事業所を設置
 その他の事業所・・・現時点では所管課に包含

※ 基本的な組織を示したものであり、具体の部・課の設置、事業所として設置するか否か、組織名称は、設置準備期間中に、業務執行方法等と併せて、各局との綿密な協議・検討を経て、決定

各特別区に共通する組織機構

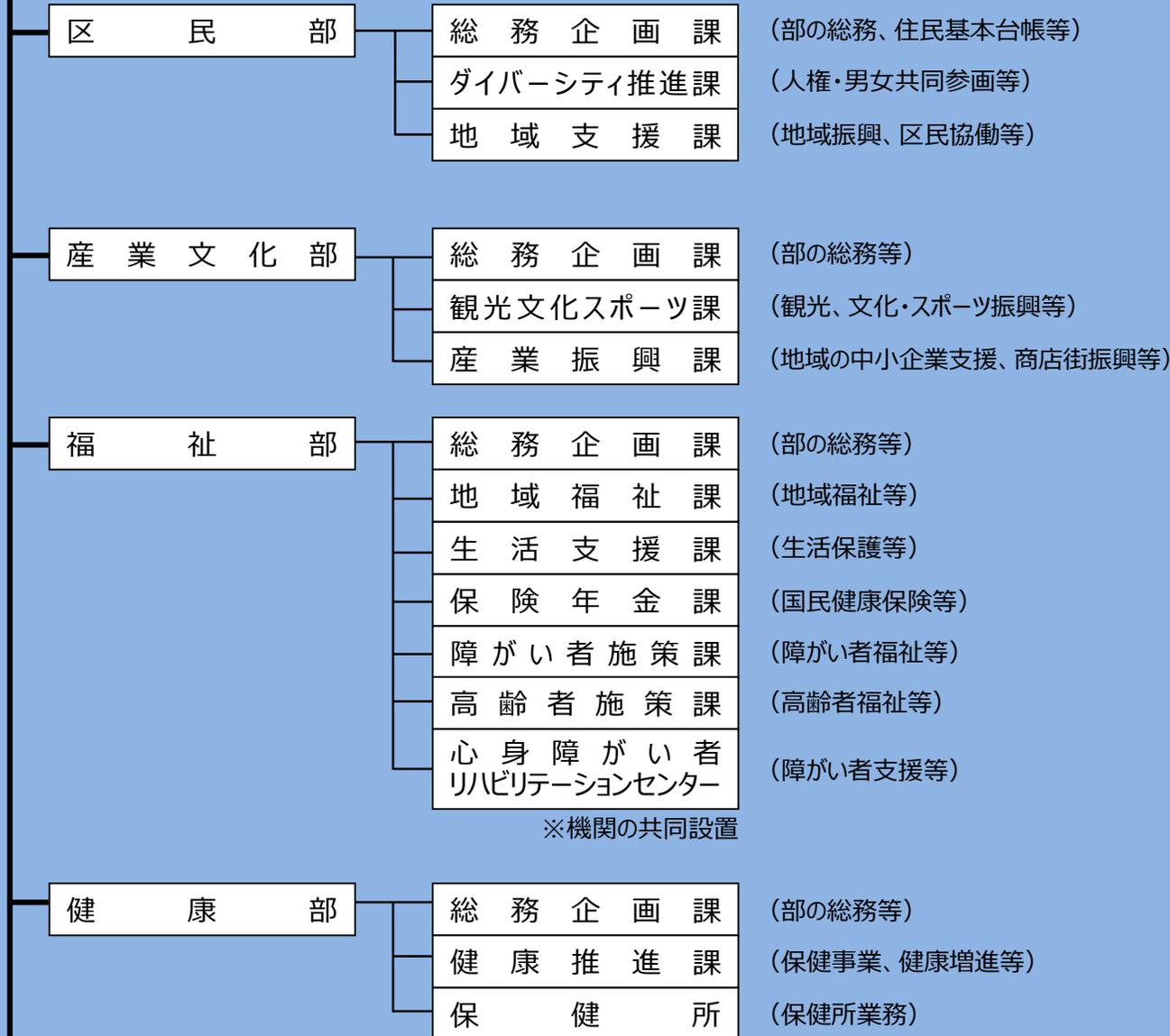


主な業務

- (防災・危機管理、被災地支援等)
- (秘書、広報・報道、広聴等)
- (政策企画等)
- (行政改革等)
- (総務、庁舎管理、文書、情報公開等)
- (人事・給与・厚生等)
- (予算、決算、財源、議会等)
- (税制等)
- (課税・納税等)
- (契約等)
- (管財、用地等)

現在の組織 (平成28年度)

- ・危機管理室
- ・政策企画室秘書部、市民情報部
- ・副首都推進局 ・政策企画室企画部
- ・市政改革室
- ・ICT戦略室 ・総務局
- ・人事室
- ・財政局財務部
- ・財政局税務部
- ・財政局市税事務所
- ・契約管財局契約部
- ・契約管財局管財部、用地部



- ・市民局総務部
- ・市民局ダイバーシティ推進室
- ・市民局区政支援室
- ・経済戦略局総務部、企画部
- ・経済戦略局観光部、文化部、スポーツ部
- ・経済戦略局立地推進部、産業振興部
- ・福祉局総務部
- ・福祉局生活福祉部地域福祉課
- ・福祉局生活福祉部自立支援課、保護課
- ・福祉局生活福祉部保険年金課
- ・福祉局障がい者施策部
- ・福祉局高齢者施策部
- ・福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター
- ・健康局総務部
- ・健康局健康推進部
- ・健康局保健所

主な業務

現在の組織 (平成28年度)

こども部

- 総務企画課
- 子育て支援課
- 保育企画課
- 保育所運営課
- こども相談センター

(部の総務、青少年企画、こども育成等)
 (子育て支援等)
 (待機児童対策等)
 (公立保育所の管理運営等)
 (児童相談所事務等)

- ・こども青少年局企画部
- ・こども青少年局子育て支援部
- ・こども青少年局保育施策部保育企画課
- ・こども青少年局保育施策部保育所運営課
- ・こども青少年局こども相談センター

環境部

- 総務企画課
- 環境管理課
- 事業課

(部の総務等)
 (環境監視規制、産業廃棄物処理規制等)
 (ごみ減量化等)

- ・環境局総務部、環境施策部
- ・環境局環境管理部
- ・環境局事業部

都市整備部

- 総務企画課
- 住宅政策課
- 区画整理課
- 計画開発課
- 建築指導課
- 住宅建設課
- 住宅管理課
- 公共建築課

(部の総務等)
 (住宅政策等)
 (区画整理等)
 (都市計画等)
 (建築指導等)
 (公営住宅の建設等)
 (公営住宅の管理等)
 (公共建築物の管理等)

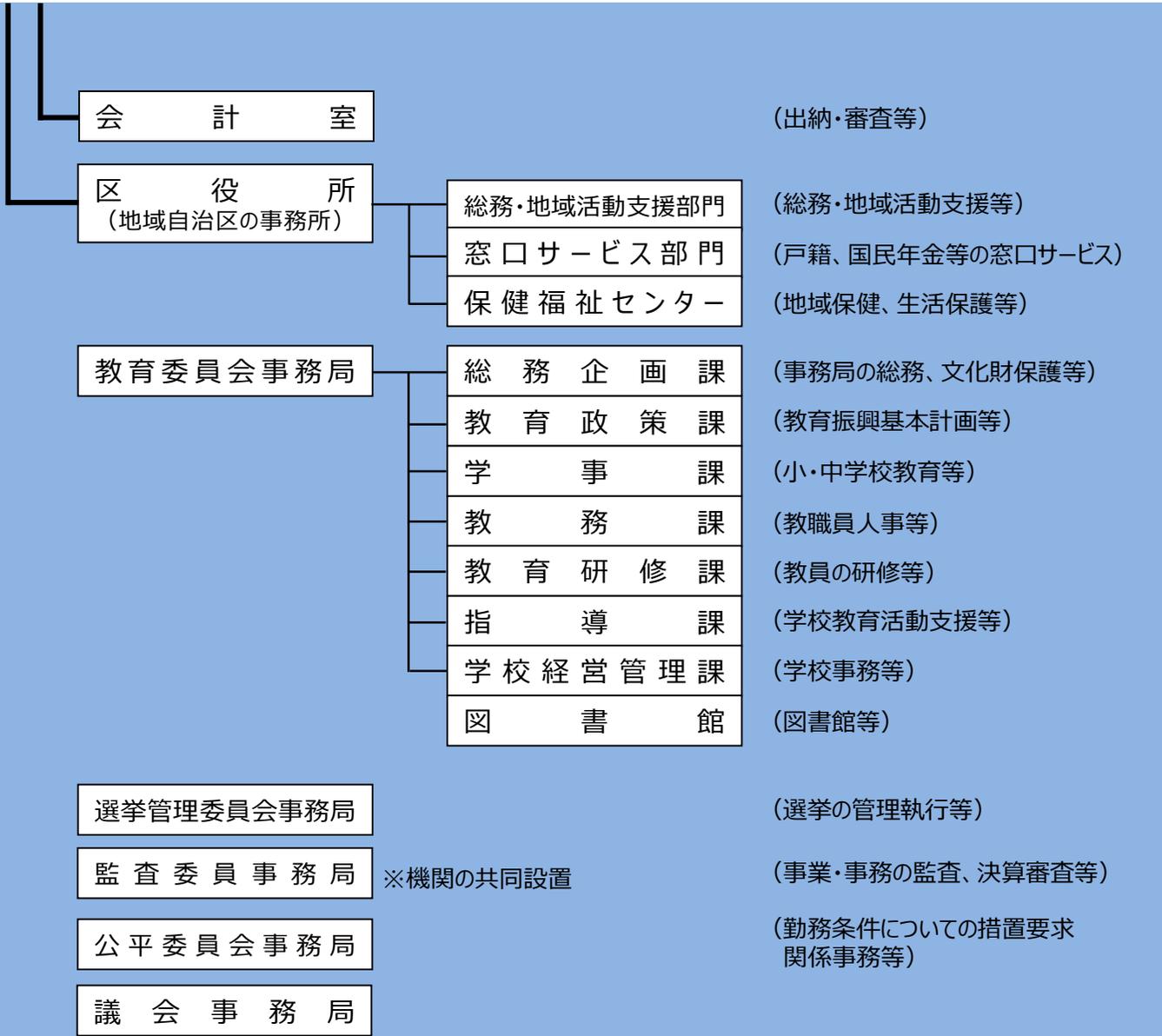
- ・都市計画局企画振興部 ・都市整備局総務部
- ・都市整備局企画部住宅政策課、住環境整備課
- ・都市整備局企画部区画整理課等
- ・都市計画局計画部、開発調整部
- ・都市計画局建築指導部
- ・都市整備局住宅部建設課
- ・都市整備局住宅部管理課、保全整備課
- ・都市整備局公共建築部

建設部

- 総務企画課
- 管理課
- 道路河川課
- 工営所
- 公園緑化課
- 公園事務所

(部の総務等)
 (交通対策、自転車対策等)
 (道路・橋りょう、河川管理等)
 (道路・橋りょう、河川管理等)
 (公園管理等)
 (公園管理等)

- ・建設局総務部
- ・建設局管理部、方面管理事務所 ・港湾局
- ・建設局道路部、下水道河川部
- ・建設局工営所
- ・建設局公園緑化部
- ・建設局公園事務所



- ・会計室
- ・区役所（総務・地域活動支援）
- ・区役所（窓口サービス）
- ・区役所（保健福祉センター）
- ・教育委員会事務局総務部、生涯学習部
- ・教育委員会事務局総務部教育政策課
- ・教育委員会事務局総務部学事課
- ・教育委員会事務局教務部
- ・教育センター
- ・教育委員会事務局指導部
- ・教育委員会事務局学校経営管理センター
- ・図書館
- ・行政委員会事務局選挙部
- ・行政委員会事務局監査部
- ・行政委員会事務局任用調査部
- ・市会事務局

特定の特別区のみを設置する事業所

食品衛生検査所	北区・天王寺区のみ	淡路土地区画整理事務所	淀川区のみ	生野南部事務所	天王寺区のみ
食肉衛生検査所	中央区のみ	三国東土地区画整理事務所	淀川区のみ		

※ 経営形態の見直し等部門、学校園の部署は記載していない

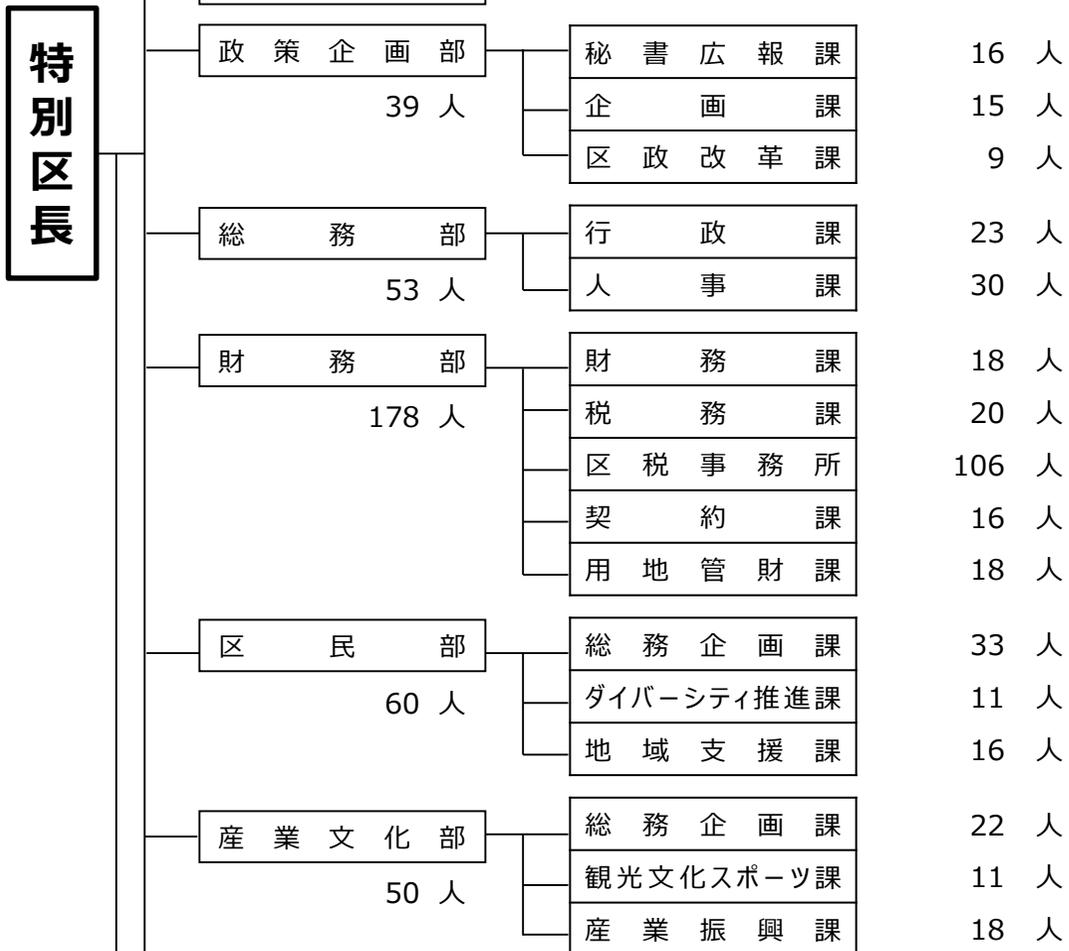
特別区の組織 ～課・事業所別職員数～

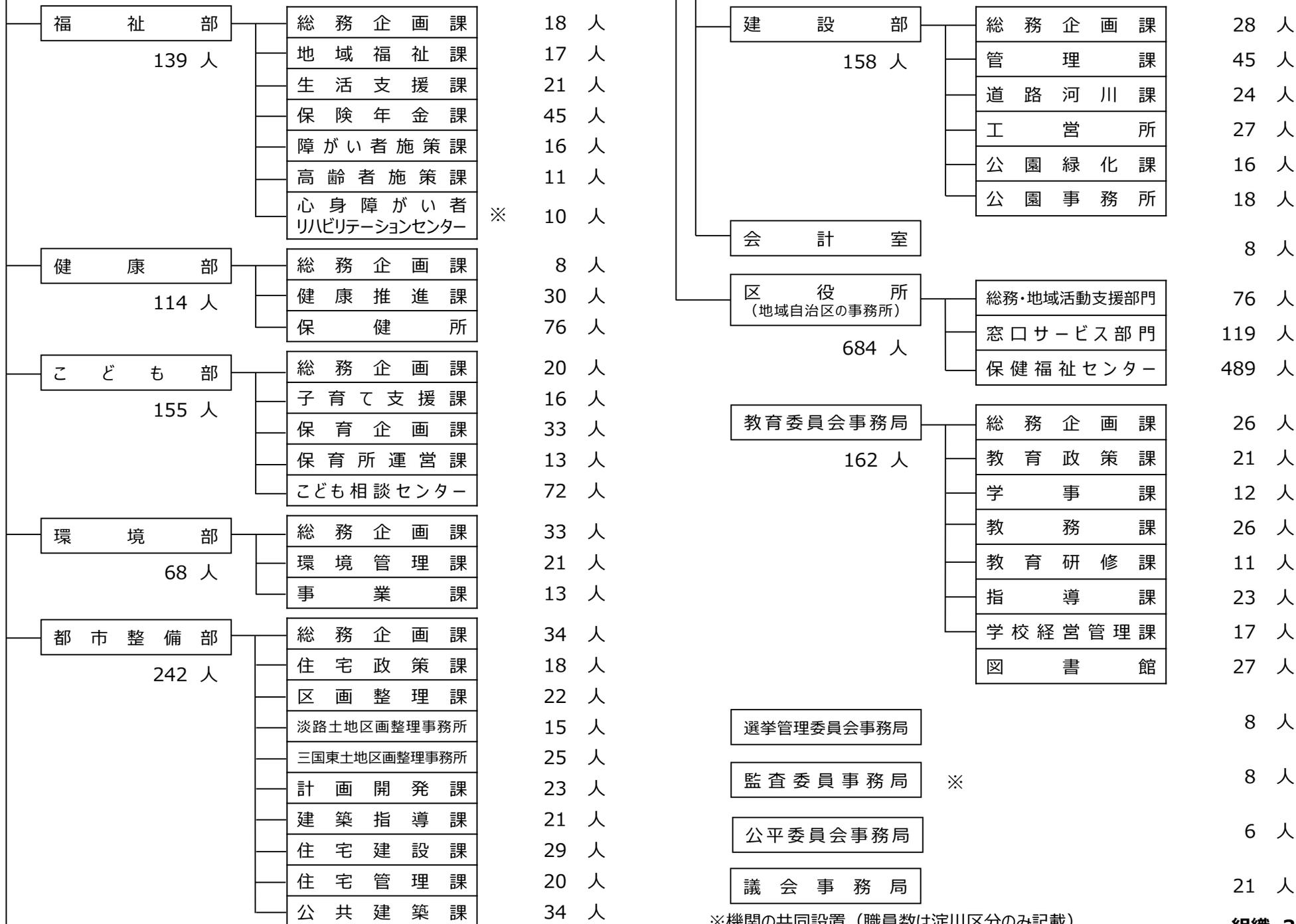
淀川区 (現行政区：此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区)

[職員数 計 2,175人 人口 595,912人]

【組織機構】

【職員数】





※機関の共同設置（職員数は淀川区分のみ記載）

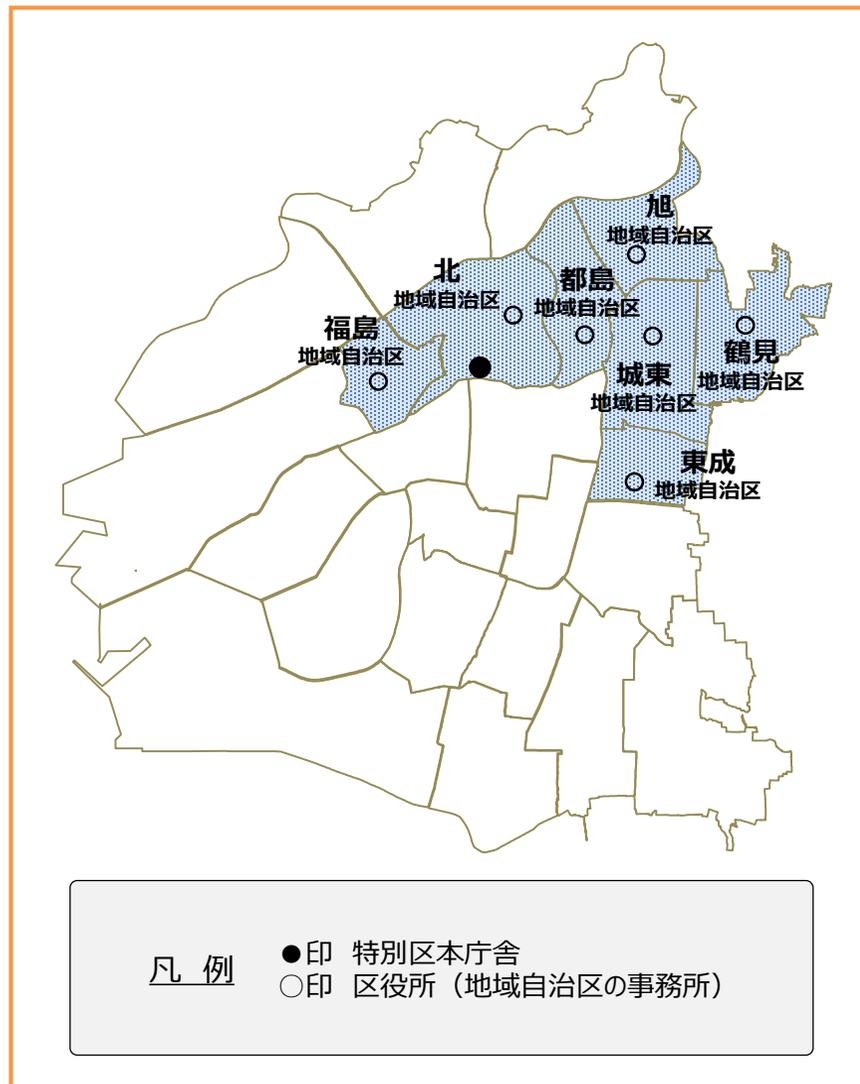
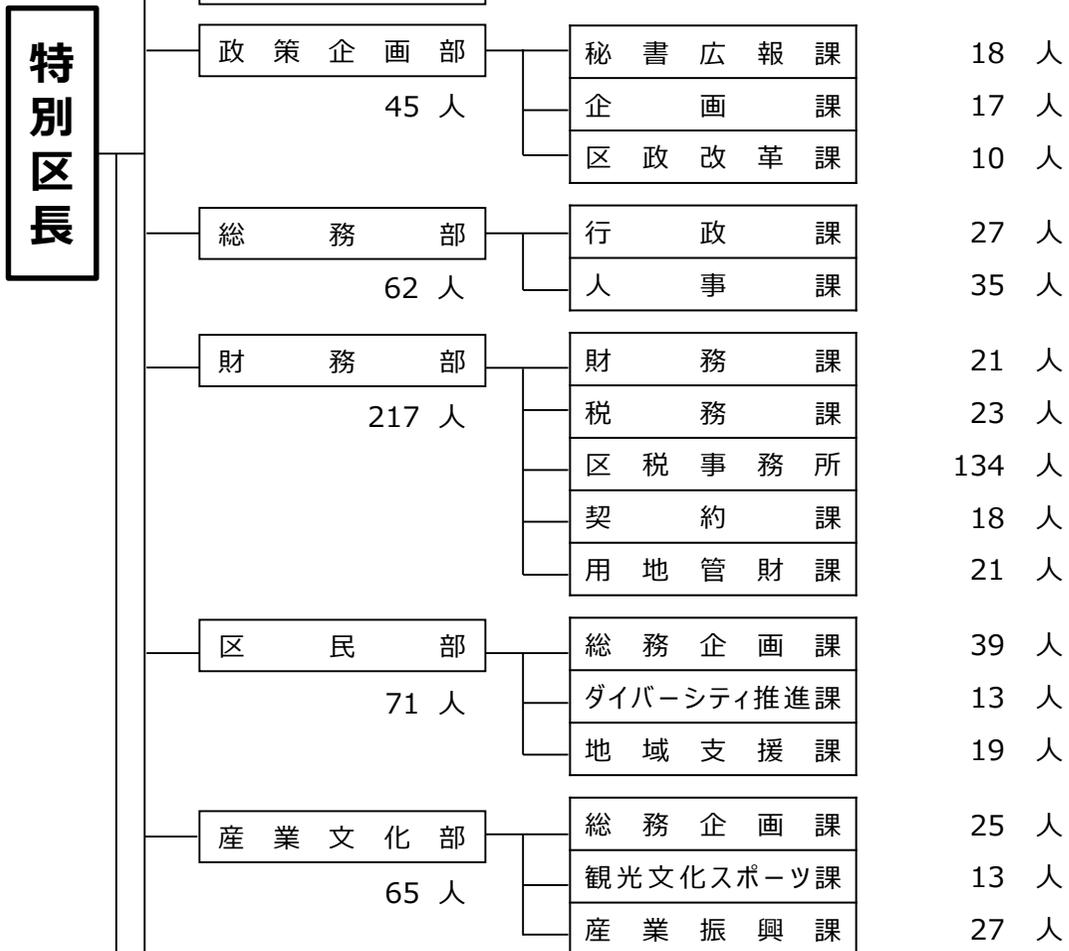
特別区の組織 ～課・事業所別職員数～

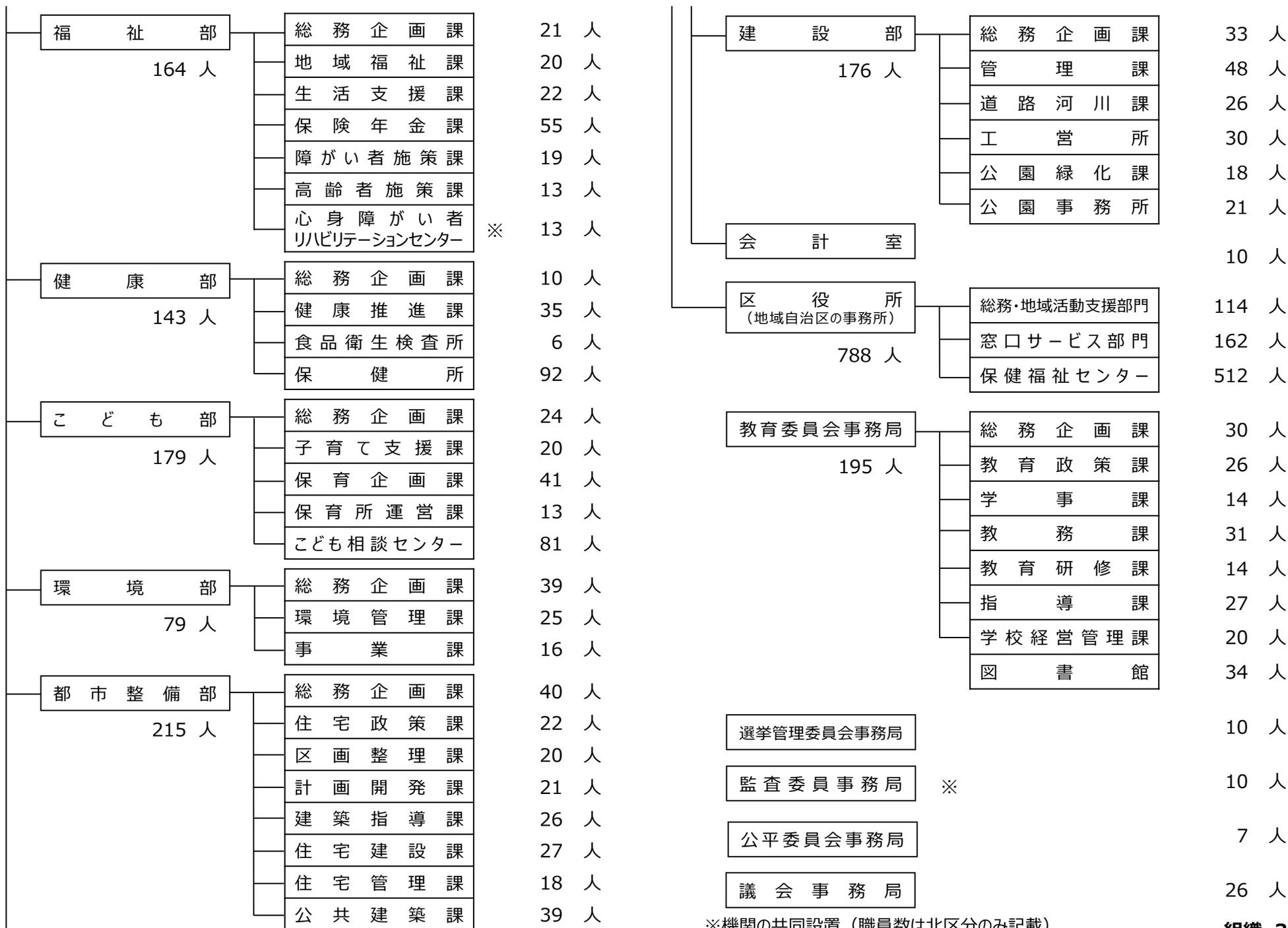
北区 (現行政区：北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区)

〔職員数計 2,487人 人口 749,303人〕

【組織機構】

【職員数】





特別区の組織 ～課・事業所別職員数～

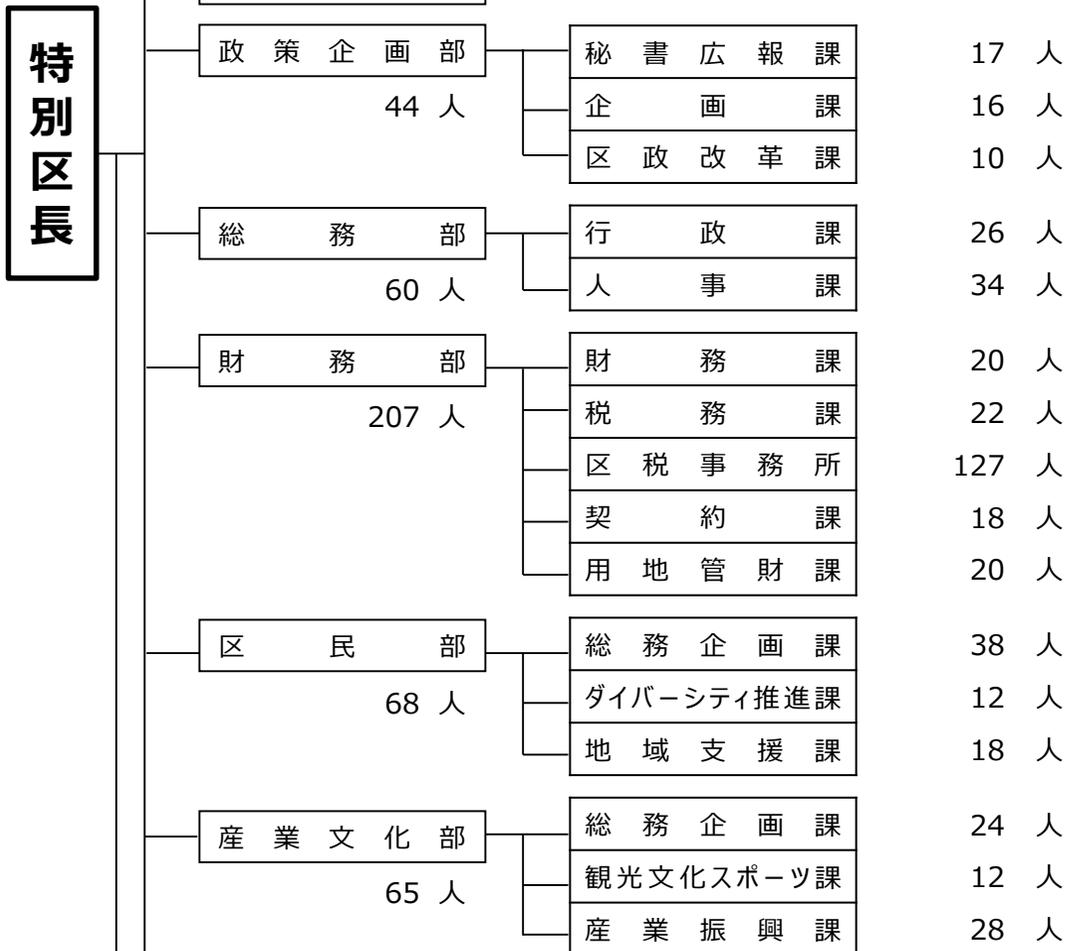
中央区

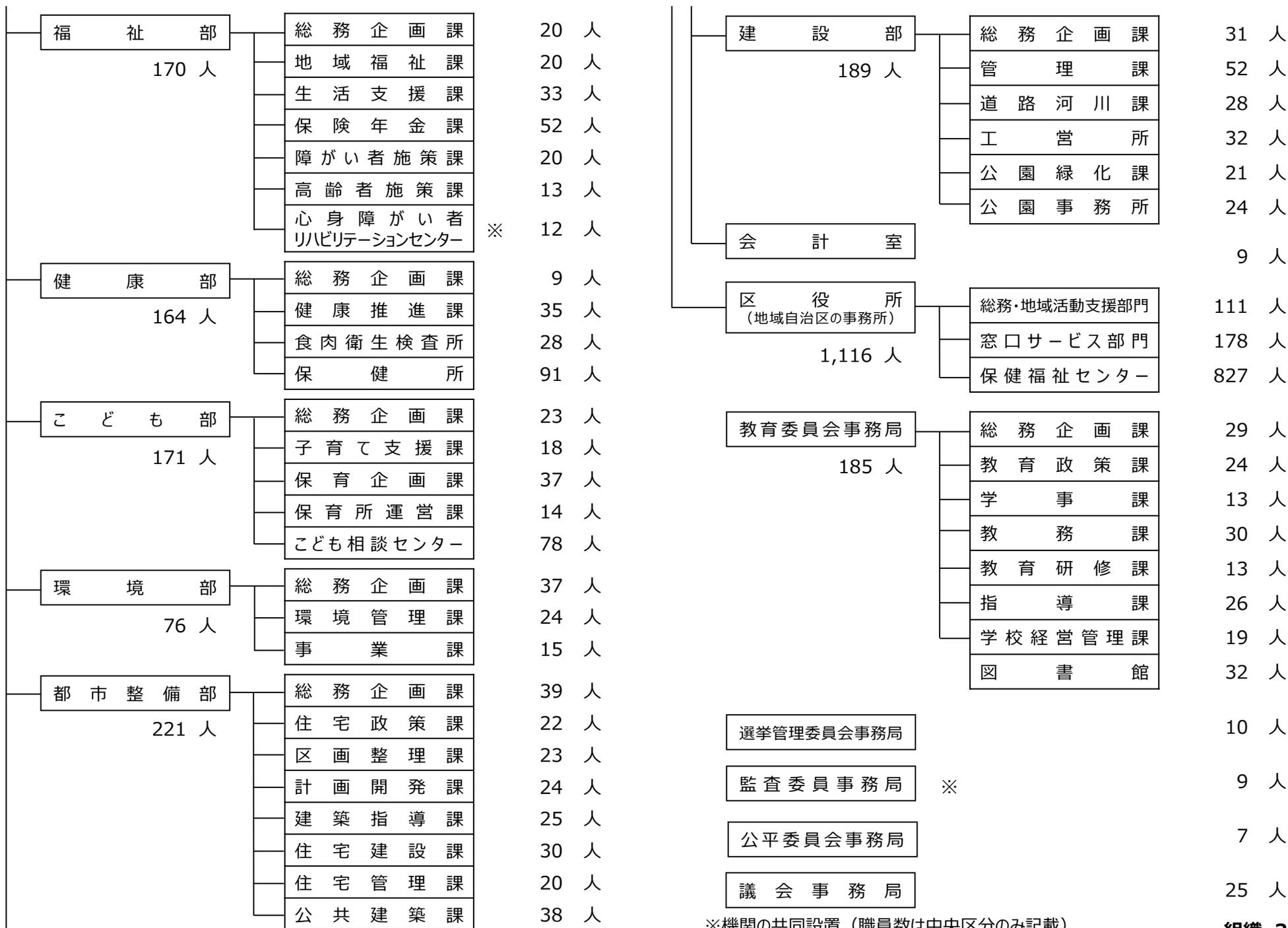
(現行政区：中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区)

[職員数計 2,820人 人口 709,516人]

【組織機構】

【職員数】





※機関の共同設置（職員数は中央区分のみ記載）

特別区の組織 ～課・事業所別職員数～

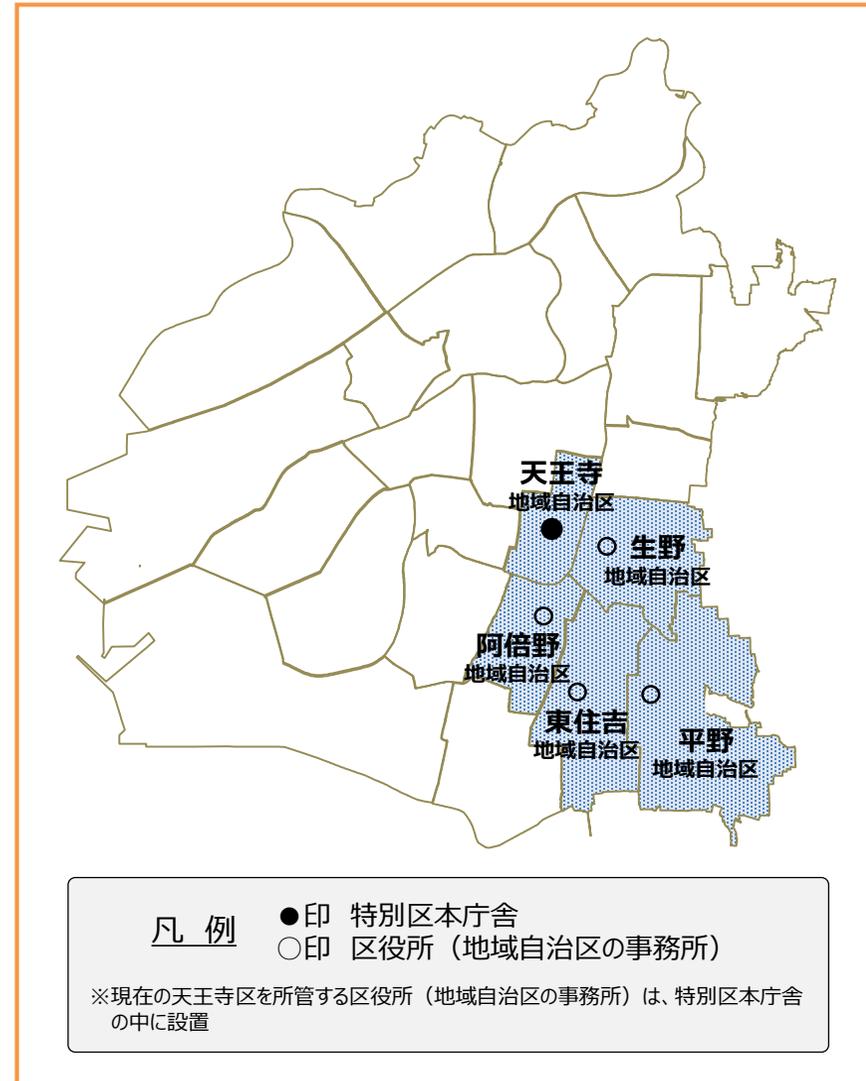
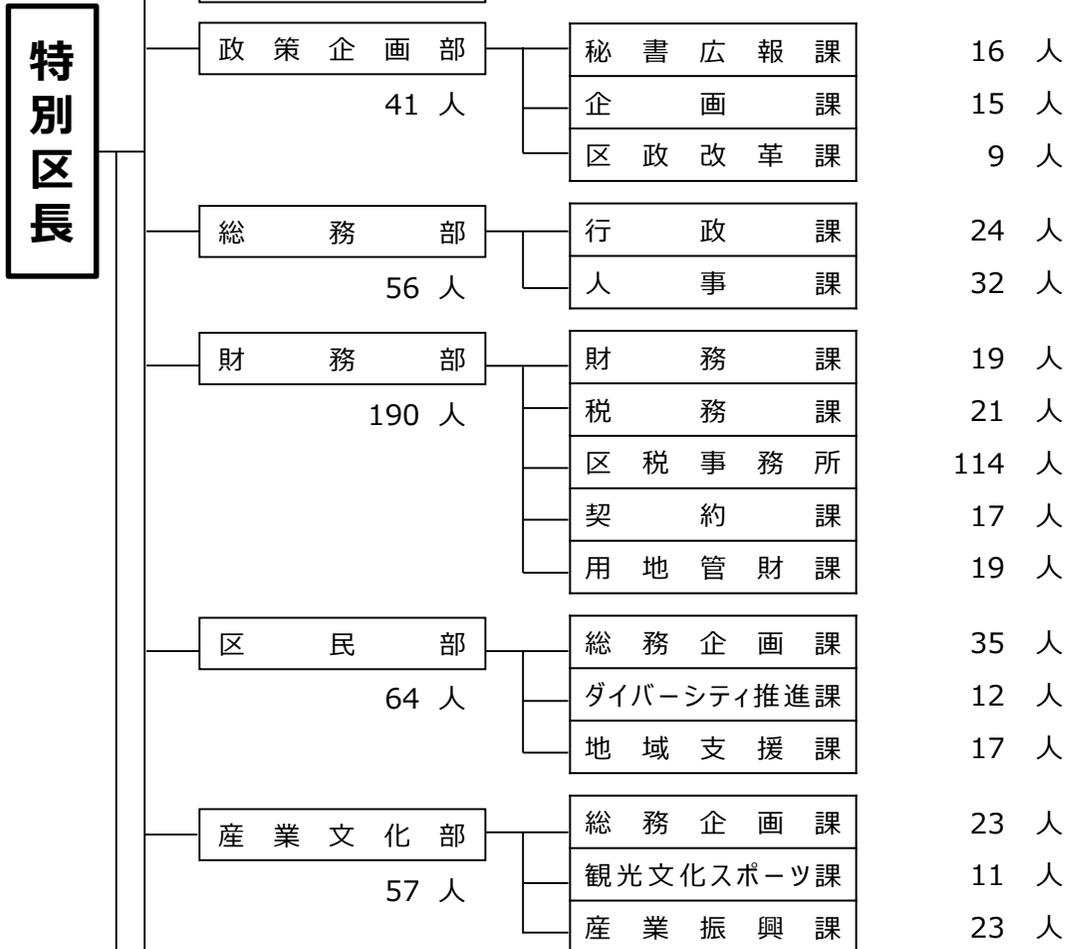
天王寺区

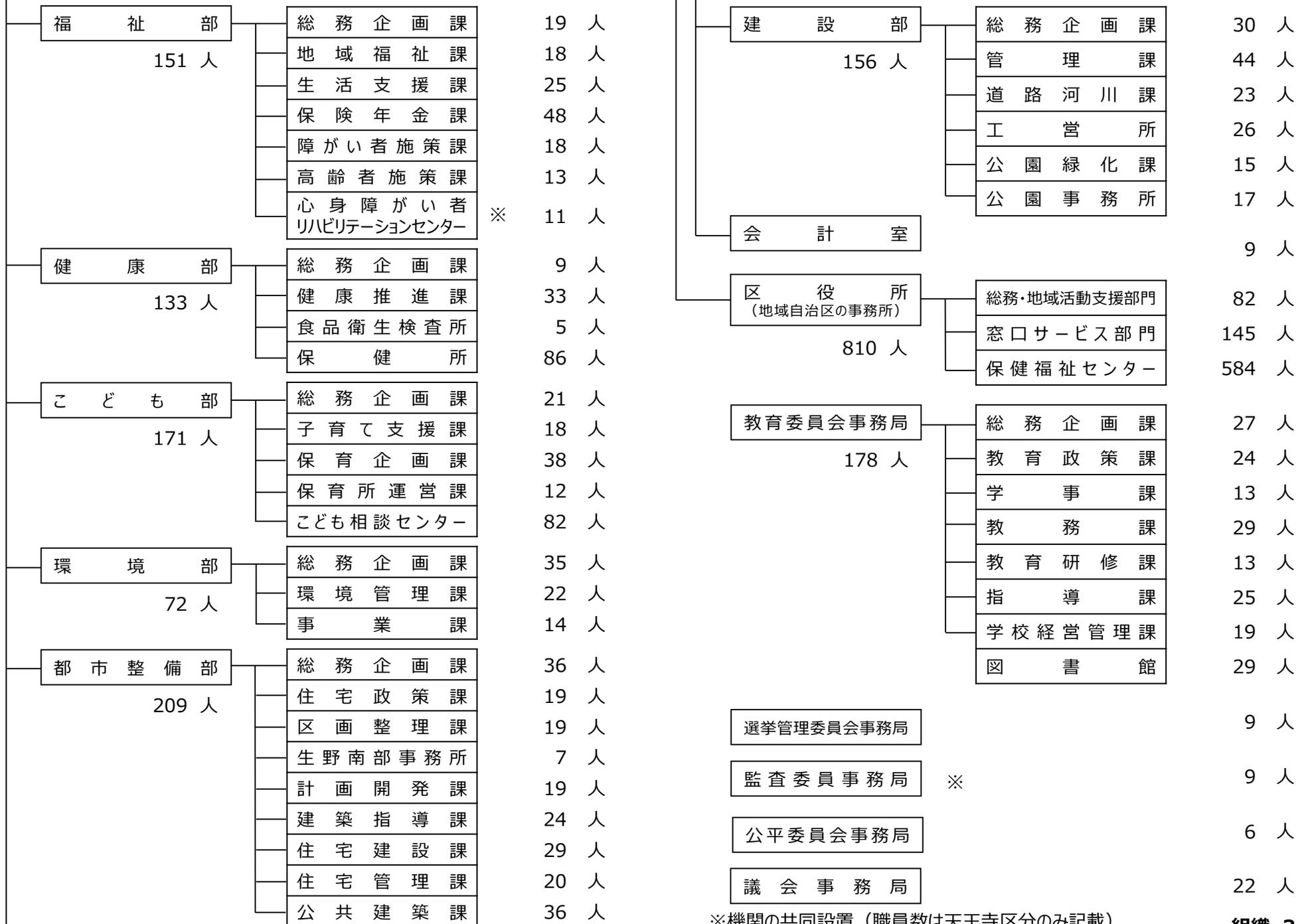
(現行政区：天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区)

[職員数計 2,364人 人口 636,454人]

【組織機構】

【職員数】





※機関の共同設置（職員数は天王寺区分のみ記載）

児童相談所に係る法令の配置基準等の状況変化

- ◆ H29年9月時点の職員数算定から法令の配置基準等の状況変化を踏まえたR元年10月時点のこども青少年局試算における法令の配置基準等及び試算結果については、以下のとおり

(1) 児童相談所の職員配置基準等について

		H29 (2017) 年 9月時点		R元 (2019) 年10月 こども青少年局試算時点	
職種・部門	職員数算定に影響する要素	大阪市	特別区	大阪市	特別区
管理職他 (課長、課長代理、 医師、保健師等)	設置箇所数 体制強化の考え方等	大阪市が 2か所を運営	各特別区が 1か所ずつ運営	大阪市が 4か所を運営 弁護士の配置等	各特別区が 1か所ずつ運営 弁護士の配置等
児童福祉司	法令の配置基準	人口6万人に一人 +虐待相談件数加算 (H26: 4,554件)	人口 4万人 に一人 +虐待相談件数加算 (H27: 4,664件)	人口 3万人 に一人 +虐待相談件数加算 (H30: 6,316件) +里親養育支援担当 +市町村支援担当	
児童心理司	法令の配置基準	法令の配置基準なし		児童福祉司2人につき1人以上	
一時保護所 児童指導員、 保育士等	入所定員等	100人	130人	170人	178人

- ◆ 大阪市 (4か所) における組織体制 (R元年10月30日大阪市戦略会議資料 (参考資料) より)

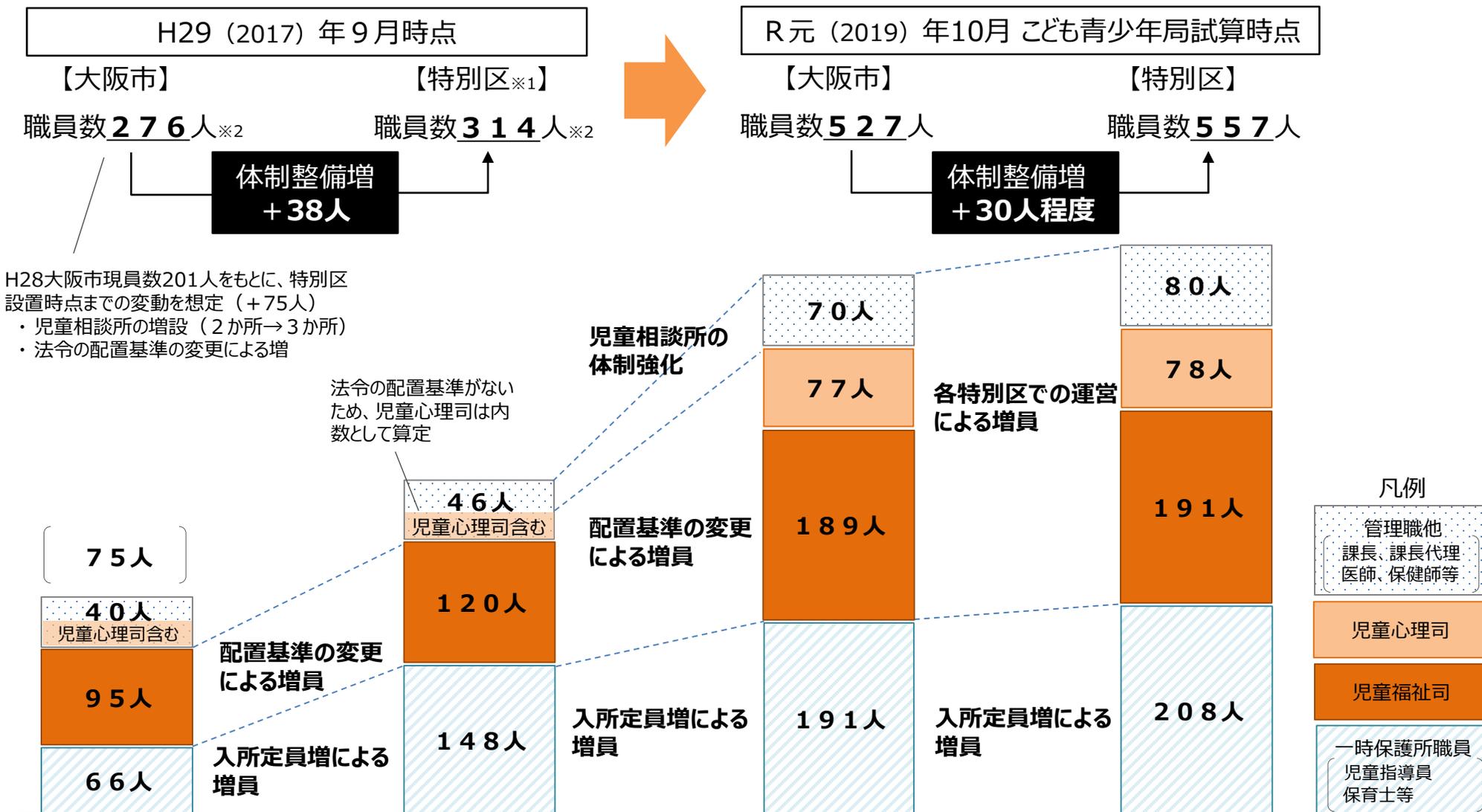
	管理職他	児童福祉司	児童心理司	一時保護所	合計	非常勤※2
中央	28	53	22	59	162	39
南部	14	53	22	44	133	19
北部	14	51	21	44	130	19
東部 (仮) ※1	14	32	12	44	102	19
合計	70	189	77	191	527	96

※1 東成・生野・城東・鶴見区を管轄区として試算

※2 里親包括支援について民間委託を完了した時点 (R12年) での非常勤数

(2) 特別区設置による体制整備増について

- ◆ 特別区設置による体制整備増について、H29年9月時点とR元年10月子ども青少年局試算時点を比較すると、減少する見込み
- ◆ R元年10月時点での子ども青少年局の試算に基づくものであるため、具体的な職員配置については、特別区設置時点の法令の配置基準などに基づき検討



※1 組織-31、33、35、37 の子ども相談センターの職員数の計

※2 技能労務職を含まず